

平成19年3月5日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	欠番
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
8 番	橋川宏彰	20 番	松尾征子
9 番	森田峰敏	21 番	吉田正明
10 番	北原慎也	22 番	小池幸照
11 番	寺山富子		

2. 欠席議員

15 番 中村 清

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 田中 義明
局長 補佐 森田 利明
管理 係長 江口 隆史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務	北	御	門	敏
福	祉	迎			和
保	険	岩	田	輝	寛
農	林	平	石	和	弘
商	工	福	岡	俊	剛
都	市	田	中	敏	男
環	境	亀	井	初	男
ま	ち	松	浦		勉
水	道	藤	家	敏	昭
会	計	山	田	次	郎
教	育	藤	家	恒	善
教	育	小	野	原	利
教	育	藤	田	洋	一郎
教	育	中	川		宏
生涯学習課長兼中央公民館長		関		正	和
同和对策課長兼生涯学習課参事		一	ノ	瀬	健
農	業	植	松	治	二
監	査				彦
委	員				
員					

平成19年3月5日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成19年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	20 松 尾 征 子	1. 安心して子供を生み育てるために (1) 不妊治療への助成制度を (2) 就学前医療費完全無料化へ (3) 就学援助制度の充実で教育費父母負担の解消を 2. 国保税を引き下げて！介護保険料が高すぎるとの市民の声に応えて (1) 定率減税の廃止が介護保険料にどのような影響を及ぼすのか (2) 国保税の値上げが計画されているが今回の値上げは止めるべきだ 3. J R長崎本線存続と新幹線長崎ルートについて 4. 同和行政について
2	3 福 井 正	1. 鹿島市第4次総合計画の今後の見通しについて (1) 鹿島市中期行財政計画について ① 今後の税収等の見通しについて ② 行政改革について (2) 鹿島市第4次総合計画実施、基本計画について ① 産業の振興について ア 産業間の連携について イ 各産業の振興について ウ 新しい起業について ② 定住促進対策について ③ 団塊世代のUターン対策について ④ 都市環境の整備について ア 道路整備について イ J R長崎本線存続について ウ 市街地、住宅の整備について エ 生活排水路の整備について オ 肥前鹿島駅前周辺再開発について (3) 鹿島市のテーマ 人が輝くまち鹿島 大いなる田舎の創造を目指しての具体的なコンセプトについて
3	6 山 口 瑞 枝	1. 人が輝くまち鹿島について (1) 医療費抑制の施策（安心、安全、予防） ① 食育（食農育） ② 環境対策 ③ 生涯 ^{いきがい} 対策 ・ 団塊世代の人材活用 (2) 長崎本線存続と地域活性化対策 ・ 地域権の意味するところ ・ 今後の進め方（県との話し合い）

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

最初に、市長より発言の訂正申し出がっておりますので、これを許します。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。先日の私の市長提案理由の説明要旨の中で、間違って読み上げて御説明をしていた部分がありますので、訂正方をお願いいたします。

平成19年度施政方針及び市長提案理由説明要旨の13ページ、12行から13行目、「税抜きの経常利益は16,658千円で、対前年度比59.2%の減」と説明しておりましたが、正しくは「税抜きの経常利益は33,004千円で、対前年度比30%の減」と、このように訂正方をお願いします。

それから、もう一つ、15行目から16行目の私が読み上げました説明では「対前年度比27.8%の減」というふうに申しておりましたが、正しくは「対前年度比50.8%の減」と、これが正しい数字であります。

おわびをして、訂正方をよろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

おはようございます。20番松尾征子です。通告に従いまして、質問をしたいと思っております。

いよいよ今期最後の議会になりました。この4年間の期間は、小泉自公政権が進めた新自由主義的な政策、規制緩和、貿易の自由化などの経済改革は、農林水産業や地場産業、伝統産業など、農村地域を初めとする地域経済を衰退させ、貧困の差と地域間の格差を一層拡大させるものになったと思っております。特に鹿島市においては、農漁業を中心の地域として、地域経済が続いてきたところにとっては、農漁業の落ち込みは、中小企業や商店街など、地域の経済も破壊するものとなりました。市民だれもがいろいろな努力をして、頑張ってもなかなか暗いトンネルは抜けられないばかりか、ますます暗闇の中に追い込まれていく状況ではないでしょうか。

小泉政治の三つの異常を日本共産党は、歴史問題、対米従属、大企業中心の三つ上げてそ

の異常さを指摘してきました。特に郵政民営化への強行突破、行政改革と規制緩和の推進、不良債権処理を理由にした中小企業への融資貸しはがし、非正規雇用の拡大、そして、年金と医療、介護の大改悪、自立阻害の障害自立支援法の強行、生活保護水準の切り下げ、格差と貧困の増大など、どれ一つとっても重大な問題で、しかも、制度の基本的な仕組みの改悪に踏み込んできたのが特徴的だったと言われています。

また、定率減税の縮小廃止、お年寄りの各種控除の廃止縮小などの庶民増税に取り組みました。その後引き継いだ安倍政権ですが、小泉政治を忠実に引き継ぐだけでなく、教育基本法改悪、憲法改悪、消費税増税、道州制導入など、道筋をつくるという許せないことにもなりました。「美しい国日本」などと言いながら憲法を変えて、アメリカとともに血を流す、海外で戦争する国づくりに乗り出しております。

地方政治に、住民福祉に問われているものは、民間の自立と過度の公的援助依存体質からの脱却を挙げて、小さく効率的な政府の推進、民間活力の活用、地方行政のさらなる推進、年金、医療、社会福祉の一体的見直しを行い、持続可能な制度とするなどを掲げて進んでいます。

今期4年間は、文字どおり国が落ちつける悪政をどこまで食いとめ、市民の生活を守るかの闘いだっただと思います。このことは、ふえ続ける生活相談の内容から見ても明らかです。さらに大きなこの間の問題は、何といてもJR長崎本線存続の取り組みであり、闘いだっただと思います。厳しい中でも学童保育所や就学前医療費助成を初め、幾つかの問題では市民の要求にこたえるものに近づいてきましたが、財源がないなどの理由で問題を残し、十分なものにならなかったことが非常に残念に思われます。

さて、本筋に入りたいと思いますが、まず、安心して子供を産み育てる問題について質問したいと思います。

冒頭挙げておりますのは、不妊治療の問題ですね。

少子化問題はますます深刻な問題になっています。この少子化問題というのは、国民個々の責任がもたらしたのではなく、これまで続いてきた自民党政治による政治的問題も、大きなものがあると言っても言い過ぎではないと思います。なぜ子供が産めないかということに、経済的な理由が一番大きいものとして挙げられています。

特に最近では仕事がない、あっても安定したものではない、収入が少なくて子供どころか、結婚もできないという若者が多くなっています。これまでも子供を育てていくのに、受験、その他、教育費を筆頭に余りにもお金がかかり過ぎるなど、経済的問題が大きなものとなっています。今こそ、国の責任で根本的な対策を立てるときだと思えます。

しかし、直接担当する大臣が女性を産む機械に例えて発言するようでは、少子化担当の責任者として許せないし、それだけでなく、問題の解決を生み出せるなど、考えられません。さらに輪をかけたように、高知市では「機械さびた子供を産めないおばさん」などという発

言を自民党市議がしたと聞きましたが、本当に許せないことです。

さて、本筋に入りますが、私は、ある方から「松尾さん、生まれてからの子供に金をかけるのも大事なんだけど」とおっしゃいました。そして、「うちの子はまだ孫がまだできんです。治療をしているけれども、その治療費が高くてね。親の援助がないと、若い夫婦にはとても続けられん、何とかしてもらいたい」と、こういうことをおっしゃいました。その後、私は何人かの方にこの不妊治療についてお尋ねをしましたが、同じ意見が返ってきました。

ちなみにどれくらいかかるのかと尋ねましたところ、一律にはいかないが、1回500千円はかかるでしょうということでした。それも1回したから、すぐに目的が達成できるものでもないようです。何回もすることになれば、それこそ大変な出費です。

まず、お尋ねをしたいと思いますが、鹿島市で今、どれくらいの人が不妊治療をなさっているのでしょうか。また、鹿島市の産院で、治療ができるところがあるのかどうかお尋ねをします。

次に、就学援助制度についてお尋ねをします。

つい先ほどの新聞で、「給食費未納」という記事が載りました。特にこの記事を見ますと、鹿島市も徴収が非常に悪いという結果が出ておりますが、この中で、特に太文字で「保護者の責任感も要因」などというのが書かれておまして、最近見ておきますと、7割——この記事にもありますね。7割近くの学校が保護者としての責任感や規範意識の問題を指摘、3割は経済的な問題を掲げたというようなことを書いてありますが、本当に今、理由はどうかであろう、この給食費未納という問題が大きな問題になっておりますし、つい先ほど文教厚生委員会でも、この問題は出たわけです。

確かにここにあるようにいろんな問題があるわけですが、今の経済状況の中で本当に払わんといかんと思っていながらも払えない、例えば、就学援助金をもらって、給食費もあるんだけど、余りにもお金のなさにそれを生活に回さんといかんというような、そういう家庭すら出てくるというような状況も今は珍しくありません。

そこで私は、この問題については、文教厚生委員会の中でも、PTAなども話し合いをして、その集約に取り組むというようなことも報告を受けましたが、やはり一番経済的に少しでも皆さんたちのお役に立つというのは、今既に就学援助制度というのがあるので、それをやっぱり十分に活用していくということに力を注ぐことが、まず大事ではないかと思います。それで、私は、この就学援助制度の問題でもう一度おさらいをしてみました。

例えば、鹿島市就学援助要綱ですね、これを見ますと、その資格ということで載っておりますが、これは、「この要綱により教育委員会が就学援助をする者は、鹿島市内に住所を有し、鹿島市内に設置されている小学校及び中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。」ということで、まず、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、児童生徒について、同法第13条の規定による教育扶助が行われ

ている保護者を除く——ごめんなさい、6条2項に規定する保護者ですね、この方。

それから、2番目が「前号の要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者。」、それから「前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき、支給の認定をすることができる。」というようなことで、うたわれているわけですね。

私は、このことで、お尋ねをまず第1回目にしたと思いますが、ここに該当者がありませんでしたが、具体的に、この該当者をどういう形で認定をされているのかね。この人は生活が困窮だとか何とかというのをただ単に、周りの人の話とか、それから、担当者の方が見ただけでは本質はわからないと思うんですよね。だから、その辺を今どのような形でなさっているのかですね、まずそこをお尋ねします。

次に、就学前医療費の無料化の問題です。

このことは一貫して私も取り上げてきました。何度も、何度も申しましたが、私も議員に出て37年目を迎えましたが、第1回目からこの問題を取り上げて、ゼロ歳児の無料化から3歳未満の無料化へと、多くのお母さんたちと全県の皆さんと運動を続け、そして、国にも要求をし、県にも要求をしながら続けてきたわけですが、御存じのように、昨年8月からは、一部いろんな問題も残しながらも、就学前までの医療費半額補助制度が実現をしました。多くのお母さんから喜びの声をいただきました。そして、それと同時に、一日も早く全額補助制度をとという声も、大きなものとなってきました。

市長は、全額補助をやるということをおっしゃっていただきました。そして、それは、全額するには財政的に大変な問題があるということですが、財政状況がよほど変化がない限り、今財政が好転するというようなことは到底考えられないわけです。

市長は、新幹線問題で、知事ら県が財政的な責任を持って運営するなどとの提案に対しては、上がかわればその約束はほごにされることもあり、だれが責任を持つのかとよく発言をなさいますが、じゃ、これに置きかえてみたいと思いますが、ただ、市長は自分の任期中にはやるということをおっしゃっていただきましたので、古川知事のその発言とはおのずから違ってくると思いますので、私は信じて待ちたいと思います。そういうことで、3年のうちには実現をしていただくとと思いますが、この件について、市長ずばりお答えを、まず第1回目の質問でございます、お願いします。

次に移りたいと思います。

国保税引き下げてということと介護保険税が高過ぎるという問題ですね。

今は本当に税金が高いということで、みんなが悲鳴を上げておりますが、特に定率減税の縮小廃止が市民に多額の負担増を及ぼすものとなりました。18年1月2分の1、19年1月全廃ですね。住民税などに、その影響がもろにあらわれてくるわけです。

昨年、高齢者を初め、税金が余りにも高くなったということで、どっと相談が参りました。その増税の一つの要因として、介護保険料が大幅に上がったことにあります。介護保険制度

ができてから、昨年6年を経過したと思いますが、介護保険料の見直しがあり、基準額が5,123円になりました。前回に比べて1,489円、41%の上昇です。もちろん佐賀県内では最も高いものになったわけです。

定率減税の縮小、そして住民税が課税されることにより、介護保険料の所得階層別保険料が変わってきたと思いますが、まず最初に、どのように変化をしたのか、お尋ねをします。

次に、国民健康保険税の値上げの問題です。

国民健康保険税についても私は再三意見を申し上げてまいりました。

払わなくていけないことがわかっているけど、どうにもできないというような皆さんの声、子供が病気になったら保険証がないと困るので、ときには借りてでも私は国保税を払っていますというような、市民の皆さんの声も聞かれました。さらには税金が払えないので、国保証を持っていませんという人も今では珍しくありません。

市内全世帯の約半数強の加入ですが、私はこれまでも国保税の引き下げを要求してきました。そういう中で17年12月、所得割「8.5」が「10.0」へ、均等割「23千円」が「26千円」へ、平等割「39千円」が「33千円」へと値上げがされました。そして、今回また、値上げ案が示されたわけです。

先日の文教厚生委員会で提案をされたわけですが、その理由として、18年度末、国保会計の累計赤字が350,000千円見込まれる。さらに19年度においても、医療費分で156,616千円、介護分で35,817千円の不足が生じるということです。すべての赤字を補うには大変なので、19年度分について、単年度赤字を出さないために、値上げをするとの説明であったと思います。

もちろん私はそれに対して、今、国保税は引き下げこそしても、値上げはすべきでないとの意見を申し上げました。そして、その財源としては、いろんな積立金がなされている、それぞれが目的を持った積立金であることはわかるが、国保は市民の健康と命の問題であるから、何はさて置いても優先すべきだ、積立金について研究をして、切り崩してでも国保に回すべきだとの意見を申し上げたと思います。

それから数日後だったかと思いますが、担当課からその後また検討をしましたということで、最初提案されたものを引き下げての、再度の提案ということで説明を受けました。それは所得割「12.1」を「11.1」へ、均等割「27,300円」を「25千円」へ、平等割「40,200円」を「36,900円」へということでした。介護分についても同じに引き下げるとのことです。

私は、この問題を見たときに、一度正式に提案されたことが数日のうちに検討し直され、さらに説明を受けるということは異例なことで、私も驚きました。長年議会におりますが、初めてのことだと思います。もちろんそれは口頭での説明ですから、正式なものではなかったかも知れませんが、まず、どのようないきさつで、こういう事態になったのかをお尋ねいたします。

次に、JR長崎本線存続と新幹線長崎ルートの問題です。

これはもういろいろ言うことはありません。今回、冒頭市長も、しっかりと長崎本線存続に取り組んでいく意思を改めて言っていただきました。ぜひその方向で私は進んでいただきたいと思えますし、私たちもそのためには、ともに頑張っていく決意をしています。

実はきのうおととい、日本共産党の演説会、佐賀市で行いましたが、そのとき志位委員長が来て、話をしました。その中にもしっかりと志位委員長は、長崎新幹線の問題取り入れてもらいました。

特に市長が提案した問題。これ全部は省きますがね、佐賀県の地元鹿島市がこれに上げて反対し、在来線利用の代替短縮案を出しました——市長が出された問題ですね。これは、60億円で17分短縮です。差はたった9分で、工費は45分の1、どちらがいいかは火を見るより明らかですというようなね、そういうことで、いろいろとお話ししてもらいましたが、私も長崎新幹線の問題で発言をしましたが、会場からは、まさにエールと思われるような割れんばかりの拍手をいただいたことを申し添えたいと思います。これからも、ことしが市長もおっしゃったように、一番正念場の年だと言われておりますので、この問題については、ともに私も頑張っていきたいということを言って、このことについては、終わりたいと思います。

次に、同和行政の問題です。

同和行政の問題については、この問題についても、私は一貫して、もう既に国が終止符を打った問題であるので、鹿島市としても終止符を打つべきだということを申し上げてきました。いろいろはありませんが、同和问题について、やっぱり基本から考えることが必要だと思います。もう皆さん御承知だと思いますが、同和问题の根源は、封建的身分差別です。江戸時代、幕府の差別支配として、士農工商の身分のもとに、えた、非人という不当な身分が固定化され、特定の職業や居住地に閉じ込められ、社会生活上もひどい差別を受けていました。明治維新の後、封建的身分差別は、制度的には廃止をされましたが、実態としては解決されず、1922年、部落解放を目指す運動体として全国水平社が結成されました。戦後、水平社の伝統を受け継ぎ、部落解放全国委員会として再出発をし、1955年には、部落解放同盟と改称し、民主的な国民運動の一翼を担う方向を明確にしました。

しかし、部落解放同盟は、60年代半ばから、部落民以外はすべて差別者とする、特異な誤った理論が支配的になる中で変質し、それ以後、反共主義の暴力利権集団となりました。彼らに同調しない人々を差別者とし、差別糾弾闘争の名でつるし上げる暴力行為を各地で横行させ、自治体に介入し、特権的な同和事業の実施を強要し、同和予算の私物化と肥大化は、逆差別というべき状況さえ生み、部落解放への障害物となってきました。いろいろな問題がまだあるわけですが、そういう中で、鹿島市でも同和事業が始まったわけです。

ちょうど同和事業が始まったとき、私は議席をなくして、おりませんでした。そのときにいろいろな問題が発祥してきたわけです。その後、私は、例えば住宅の問題、それから団体

補助金の問題などを常に指摘してきたわけですが、この場でもあるとき、鹿島市でも同和行政を続けていかななくてはいけないというような差別があっているのかということをおは質問したことがあると思います。そのとき、たしか迎教育長だったと思いますが、差別はあっておりませんという、はっきりとした御回答をいただきました。

そして、今、同和事業を続けていかななくてはいけないのは、人権問題のいろいろな問題があるのでということです。確かにいろんな問題あると思います。

ただ、そういうことですので、国も既に終止符を打ったというような状況にもありますので、私は、鹿島市としてもこの問題については終止符を打ち、必要な分については、一般財政の中で取り組むようしてることが大事だと思いますし、それは可能なことだと思います。これだけ別の形で同和事業をしておりますので、例えば、課も別に設けなくてはならないし、財源としても、つくらなくてははいけませんね。

18年度の当初予算での説明では、同和予算が26,553千円ということで、これは民生費、社会福祉費のところでは上げられております。

そして、私が最も許せないと思うのは、各種団体補助金、全日本同和会と部落解放同盟に対して、6,000千円ぐらいの団体補助金があるということ。こういう、私たち市民にとっては、まさに逆差別的な取り扱いがされている今日の同和事業については、もう終止符を打つことが大事だと思いますが、その辺についていかがお考えなのか、まず、第1回目の質問にしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

20番松尾征子議員の質問にお答えしたいと思います。

私の方は、1点目の(1)の不妊治療への助成制度ということで、鹿島市で不妊治療をしている人数、被保険者などですかね。患者の方は、どのくらいいるかということですがけれども、これはプライバシーの問題もありまして、なかなか把握が難しいということもございまして、把握をしていないというのが実態でございます。

それから、あと、鹿島市でこの不妊治療をできる産院はあるかということもございましてけれども、これはあります、市内の方にあります。

それから、介護保険料の改定の内容でございましてけれども、平成18年度から杵藤地区の方でも、介護保険料の改定がございまして。

改定前と比べますと、この所得の段階、この保険料をおいただきする段階ですね。これが改定前は、5段階に分かれておりましたけれども、改定後は、6段階に分かれております。改定前の1段階が、これが1と2という段階に分かれております。

それで、まず、改定前の1段階ですがけれども、これが年額で保険料が21,804円というふう

になっております。これは改定後が年額30,738円。それから、改定前の2段階が今度、新しく3段階になっておりますけれども、改定前が32,706円が46,107円、それから、改定前の3段階が改定後の4段階になりますけれども、これが43,608円から61,476円と、それから、改定前の4段階が改定後5段階という形で、54,510円が76,845円と、それから、改定前5段階が改定後6段階になっておりまして、これが65,412円が92,214円というふうになっております。

基準保険料でいきますと、改定前が3,634円、改定後が5,123円、41%のアップということで、先ほど議員の方からありましたような形になっております。

それから、保険料の改定が予定をされているということで、せんだって、この改定案につきましては文教厚生委員の方に御説明を申し上げたわけでございます。それで、そのとき御説明申し上げましたのが、先ほどありますように、平成18年度末で、354,000千円ほどの赤字見込みでございます。もしこのままの税率で今後据え置くということになりますと、毎年、一、二億円ほどの赤字が累増するというふうになってくる見込みでございます。

そういうことから、今回改定の説明を文教の方にさせていただいたわけですが、その中で平均で、医療分、介護分加重平均で27.9%の改定をお願いしたいということで、御説明を申し上げました。

ただ、その中で、急激にそういうふうな大幅な値上げを、改定をするということは、市民生活にとっても非常に厳しいものになるというようなことで、その協議会の中でも御意見がありました。そういう意見を踏まえながら、段階的に税率をアップさせていただくような方法がいいんじゃないかというようなことで、執行部の中で話をしたところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私の方からは松尾議員の2番目の御質問でございました、就学援助制度の具体的な事務の流れをとということでございましたので、そのお尋ねにお答えをいたします。

基本的に就学援助制度につきましては、議員申されますように、御承知のとおりでございます。申されましたとおり、市内の小・中学校に通う児童・生徒の学用品費や給食費などの支払いに、経済的な理由で困っている方へ援助をする制度ということで、基本的には、保護者が申請をするということになります。

保護者からの申請がございまして、教育委員会といたしましては、調査をやはり行うわけでありまして。その調査の中身というのはどういうものかといいますと、やはり一義的には、その世帯の収入を確認させていただきまして。やはりその収入がどの程度のものであるのか、このあたりについては、そういう判定をさせていただきます。それとあわせまして、これは

学校長への諮問調査、お聞き取り調査であります。どういう状況でしょうかと、このお子さんはどういう感じなのでしょうかというような調査もさせていただきます。それとあわせて、地区の担当の民生委員さんからの御意見も拝聴すると、そういった形で、調査を行っていきます。慎重に、しかもこぼしがないように、そういう形で調査を行います。そして、その後、最終的に教育委員会が該当すると、認める認定をして、決定をして、保護者への通知をし、支払いをしていくというような流れでございます。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

同和行政について、私の方からお答えをいたします。

先ほど20番議員、今までの経緯を含めて説明をされましたけれども、私の方からは、今日までの同和行政に対する法的根拠と申しますか、これらの経緯も含めて少し説明をしたいと思いますが、まず、昭和40年8月に同和対策審議会の答申が出まして、44年7月に同和対策事業特別措置法が施行されております。その後、昭和62年4月に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法が施行されまして、これは先ほど言われますように、平成14年3月に失効をいたしております。その前に、平成12年12月には、新たに同和問題を含めて人権教育及び人権啓発に関する法律が公布をされておまして、現在、この施行が行われているところであります。

そのような中で、ハード関係事業はおおむね終えたとはいえ、人権問題を含めて、啓発を中心とするソフト事業は、心理的な面での差別意識がなくなる限り、必要であります。

同和問題は、長期にわたって基本的人権を侵害されている最も重大な社会問題で、就労、結婚、差別発言など、意識面での差別現象が残っている限り、この同和問題は解消されません。

この解決には、同和団体が補完的な役割を担っておりますし、このような考え方は県内の運動団体、あるいは有地区市町村、県も全く同じようなことで取り組みをいたしておまして、今後も連携して取り組んでいく必要があるというふうに認識をいたしております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

就学前の医療費の完全無料化へという御提案をいただきまして、市長の方から答弁をせろということでございますので私の方からいたしますが、先ほど御提言の中で申されましたように、松尾議員さん今まで、本当に何十回とこの問題に関して、あるいは医療分野、福祉分野についてのいろいろな提言をしていただいております。

なかなか財政等の問題がありまして、そのどれもが実現するというまでには至っておりま

せんが、そういう中で少しずつ実現を見ているというのが現状じゃなかろうかなと思っております。

まず、就学前の医療費、現在半額ですが、全額無料化ということでございますが、実はこの前、佐賀県市長会に県の担当の課長さんがお見えになりまして、県の方でも、このことを今検討しているという話がありました。

県の方で半額でももししていただければ、市の半額分と県の半額分を合わせれば、今より市の持ち出しはなくて済むという理屈になります。

実際はこの提案の中身によってかなり市の持ち出しもふえてくる場合もありますが、それはこの場合別としまして、そういうことで、ただ県の担当者の方は、この就学前の補助よりむしろ、就学生まで何か伸ばそうかというふうなことも言うておられました。ほとんどの市長は——全部の市長がそういう枠を広げることじゃなくて、枠を広げないで、まず就学前のを100%出さんでよかごと、それを目指すべきだと、そういう意見を全市長が県に対して申し述べたところです。そういうこともありまして、今、県の出方もにらみながら、私たちも検討をしているということです。

正確に言いますと、任期期間中にやるということでございますが、そういう言葉で言ったかどうかは別としまして、私としてはまだ決定をしておりませんので、やりますという言葉では申せませんが、ぜひこのことは実現したいというふうに、この場でも申し上げておきたいと思っておりますし、ただ、問題は財政的にも、これを実現するとなると、実質的には経常経費化するんですね。経常経費化するということは、この金額あと数千万円かかりますが、年間数千万円かかりますが、その分だけ、ほかの事業に回せなくなると、こういう関係もありますので、これがもし2年とか3年に限って補助をやりますというたら、すぐにでも実現できると思いますが、これやったら、廃止するということはできないと思っておりますので、ずうっとこういうふうに経常経費がこの分だけアップしていいのかと、こういう中・長期的な財政計画の検討もすべきであります。

片方では今、財政基盤強化計画というのもやっておりますので、この実現の度合いと見通し、こういうもの等を絡めて、ぜひ私が先ほど、意欲として申し上げましたことの実現に向けて努力をしたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

J R問題。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

J R長崎本線存続の問題であります。いろんなことがですね、実際はこの問題に私取りかかりましてから16年か17年になりますが、一番佳境に入ってから平成8年度から、もう10年越しました。この間もいろんなことございました。しかし、そういうことがあればあるほど、私はやっぱりこういうことに負けたらいかんと。本質は存続すべきですので、いろ

いろあったり言われたりしても、これは絶対存続すべきです。

先般、先日の提案理由の説明の中で、これを鳥類の絶滅の保存、絶滅危惧種になぞらえて、この「白いかもめを絶滅危惧種にします」ということを申し上げましたが、非常に話題になっているようです。それで、眉間にしわ寄せて経営分離に反対というのも、局面によっては言わなければいけません、案外こういうソフトなムードでやった方が受け入れられやすい、あるいは注目もされやすいということがだんだんわかってきておりますので、そっちの方からも、ぜひこれは、やっぱり全国的に着目、注目をしていただけるやり方だというふうにも思いますので、このあたりは今後一つの旗印として、私たちの旗印として掲げていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最初に、新幹線の問題で申し上げておきますがね、先ほど言いましたように、土曜日の演説会の後、私は会場入り口で皆さんを見送りましたが、そのときも多くの人たちが本当鹿島に頑張ってもらわんと、どこもどうもできないというようなことで、多くの人からエールを送っていただいたということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、まず不妊治療の助成制度の問題でお尋ねをしたいと思います。先ほど私が申し上げましたが、1回500千円ぐらいいはかかると。特に若い人たちの家庭では、それを出すのも大変な状況だという皆さんの声があるわけですが、これに対して、今現時点で、何らかの対応策、制度、補助とか、そういうのがあるのか。私は、鹿島市ではなかったと理解をしておりますが、その辺についてどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

松尾議員の2回目の質問にお答えします。

不妊治療に対する助成策は、ないのかということでございますけれども、鹿島市はこの助成制度はありません。これは県の方に助成制度がございまして、その部分をちょっときょうは、紹介をさせていただきたいというふうに思います。

この助成制度のまず目的でございますけれども、不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対して費用の一部を助成するという事で、不妊治療を受けやすくするという事でございます。

それから、助成の対象者でございますけれども、戸籍上の登録がある人——夫婦ですね——ということです。それから条件の二つ目として、体外受精、または顕微鏡受精以外の治療法によっては、妊娠の見込みが極めて少ないと医師から診断をされている御夫婦の方、それから、

夫または妻のいずれか一方、または両方が佐賀県内に居住をしていること、それから、夫及び妻の前年の所得の合計額が6,500千円以下であるということでございます。

それで、1年度当たりの助成額でございますけれども、これは100千円ということで、通算5年の助成が可能ということでございます。

ちなみに、この補助金の要綱を見ますと、助成の条件として、「既に県内市町の事業により助成を受けている場合は、その助成金額を差し引いた額と100千円を比較して少ない方の額とする。」ということでございますので、県の補助金の内容と同じような事業、この場合は、市町村が助成をしておいたら、県の助成は受けにくいというような条件が入っております。

以上つけ加えます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の説明では、県の制度があって、1回100千円だということですね。

私は、今、少子化対策の問題ではいろんな問題が山積みしている中で、特に初めてこの問題について私は取り上げてきましたし、実態を初めて詳しくいろいろ知ったわけですがね、恐らく先ほどプライバシーのことで、不妊治療をされている人は、ちょっと報告できないということですが、そんなに私としては、数が多いものではないと思いますが——多かっただけ必要だと思いますがね。

そういうことを考えますと、やはり今この少子化対策の一環として、市も独自の取り組みが必要と思うんですね。先ほど県の助成を受けるのには、何か足かせがあるんですね、地元で受けておいたら云々というのね。

だから、その辺の県のあり方もどうかと思いますが、私は、ぜひ鹿島市としてもこの問題については、積極的な助成制度の制度化をすべきだと今思いますが、その辺についていかがでしょうか。500千円かかるのに100千円、確かにいいですが、本当に今若い人たちの経済状況というのは大変な時代ですから、やりたくてもやれないというような人も多いわけですから、その辺について、積極的に鹿島市が取り組むということを私はお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。これは市長がいいんじゃないですかね。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

不妊治療の市単独の補助を考えていないかということでございます。

不妊治療については、それは少子化対策の一環としても、有効な手段だと思っております。

ただ、今、御提案を受けまして、正直言って、そこまでは検討いたしておりませんので、今後研究、勉強をしていきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ぜひ検討をし、検討だけでなく、実現の方向に持って行っていただきたいと思えます。それでは、次に就学援助制度についての質問をしたいと思えます。

先ほど課長の方から収入の確認とか、学校長の聞き取りとか、いろんなことをする。そして、民生委員の意見を聞くとかありました。確かにそういう事態があると思えます。

ただ、支給する何ですか、収入の確認——収入の確認で、私はそのところが一番、決定するのに大事だと思えますがね。ただ単に収入の確認というだけでは、できないと思えますが、例えば具体的に収入の、生活保護を基準にしてあるんですね。

具体的に決めてあるところでは、生活保護基準の何%だとか、年間所得が幾らだとかね、そういう形で具体的に決めながら、就学援助制度を取り組んでいる自治体というのは多いですね。そのことは十分御存じだと思えます。

私はやっぱり、そういう基準というのを数値的な問題でやっていかないと、例えば個人の判断、校長だってそうでしょう、すべての子供を十分に知らない。もちろん担任の先生の説明も聞かれることもあると思えますがね。それでは、なかなか十分なものにならないという問題もあると思えます。

それから、民生委員さんだって、その地域の人たちのすべての状況をつかんでいらっしやるということもないと思えますがね。それは、民生委員として十分に調査はされると思えますが。

例えばずっと前の話ですがね、私がある、これは生活保護でしたね。生活保護のことで民生委員に意見を聞きに、書いてもらうために行ったときに、「私は、その家庭知らんとですよ」とおっしゃったり、新しい方は御存じない方もあるんですね、特に大きな部落では。

そういうことがありましたので、本当にその人たちの実態を知ってこの制度を適用しようとするならば、はっきりとした基準をやっぱり、この要綱の中にうたうべきだと私は思いうんですよ。

そういう面で、これからぜひそういう形でできないのかなと私は思いうんですが、例えばこれはよそのですが、いろいろあります。年収が3,000千円以下とか、4,000千円以下とか本当にね、ずっと基準をびしゃっと書いてあります。

それから、例えば生活保護を基準の1.26倍だとか、1.5倍だとかね。具体的に提示をして、そして、その対応をされているというところが、全国的にもあるわけですね。

だから、私は、この就学援助制度については、まずは基準として、資格として、その辺を

ぴしゃっとうたって、取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

松尾議員の就学援助制度の2回目の御質問にお答えをいたしたいと思います。

一番最初の答弁のときにも申し上げましたように、やはり第一義的には、その世帯がどう
いう収入であられるのか、これが一番大きな判定の基準ということで考えておりまして、先
ほど議員、要綱あたりで具体的な数字を決めてある団体もあるということでございますけれ
ども、私どもとしましては、担当といたしましては、そのあたりの数値を見ながら、ある程
度判定基準にしながら、いたしておりますので、ある方については、同じような状況の中
で該当しなくて、ある人が同じ状況なのに該当したとか、そういう判定は、いたしていない
ということは申し上げられると思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私はと思いますがね、やっぱりこういう問題はちゃんとした数字的な基準がないと、それぞ
れの判断、対応する人の判断でしなくちゃならないわけで、本当に受けられる、例えば受け
たいという人たちが、いろんな問題があると思いますがね、私たちもいろいろ言いますと、
うわさとかもいろいろ流れたりしますが、そういうのなんかの聞き取りなんかでだめになる
とかいうようなことも今までもありましたが、そういうことがあっちゃならんわけですね。

特に私は子供というのはね、大人社会とは違って、子供というのは、だれでも同じに扱わ
れなくちゃいけない——扱われなくちゃいけないと、おかしいですがね。1人の子供として
対応していかなくちゃいけないと思いますが、例えば今、特に貧困格差の問題が大きく社会
問題となっておりますがね、今この貧困格差の中で、子供たち自体にもその状況というのは
大きく出てきているというのが今ありますね。

ある学校の先生からも聞きましたが、経済状況の格差が学力の格差にもつながってきてい
るというような、そういうお話も聞くように、本当に今は大変な時代になっている。

私は、今、貧困というのがね、子供が生まれてきてから既に貧困がゆえに、子供の行く道
さえ決められてしまうというような、そういう事態もあると思うんですよ。

例えば、うちはどうせ貧乏やっけん学校も行かれんとか、もちろん大学なんて、夢、夢と
いうようなね、そういう状況だって私は大いにあると思うんですよ。

実は私だってそういうことがありました。中学出て、高校出て、どうせ大学行かれんけん
が、もうこっちの高校には進まんでというようなね、そういう私は時期がありました。

しかし、それはね、中学校の先生のアドバイスのおかげで、一般的な常識を身につける方がいいよということで、鹿島高校に一応進学をしたわけですがね。鹿島高校に入ってもどうせ大学に行かれないと思って勉強しませんでした。だから、こういう人間に育ちましたがね、それはともかくとして、しかしね、子供たちが貧乏がゆえに、既に生まれてから行く末が決められているというような、そういうことであっては、私はいけないと思うんですよね。

だから、例えば小学校に通う、中学校に通う、保育園に行くときだって同じような対応がなされなくちゃいけない。そのためには、やっぱり学校でのいろんな、卑屈にならんでいいような対応。例えば今は、修学旅行さえ行けない子供もあるということでいろいろ問題になっておりますが、そういうことがあってはならないわけですので、私はこういうせっかくの制度があるので、そういう制度を利用させる。そして、利用しやすいようにするということで、私は、ここの基準をちゃんとしてもらいたいということで、今提言をしたわけです。

時間ありませんので、あとのどうするこうするは同じことだと思いますが、ぜひそういう形で、よりこれが対応しやすいような要綱につくりかえていただきたいということを、私はお願いしたいと思います。

次に行きたいと思いますが、特に就学援助制度のことでお尋ねをしたいと思いますが、これは一応、就学援助制度を受けた方たちがもらえるのが、何々ということが決まっておりますが、間もなく新学期が始まります。ひとつ、そのたびに聞くのが制服の問題がありますね。

鹿島市内の小・中学校は、全部制服になっておりますが、その制服の購入については就学援助制度の対応があるのかどうか、お答えください。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

松尾議員の3回目の、制服が就学援助の対象になるかという御質問でございますけれども、制服補助というような項目ではございませんけれども、新入学児童・生徒の学用品費という項目の中で、金額的には補助の対象になっているものと認識をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

学用品云々の中で対象になっていると認識をすることですが、具体的に、じゃ、例えば中学校の制服にしましょう、西部中学校。

具体的に幾らで、その費用が出る分、今おっしゃった額というのは、どれだけ出るんですかね。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

新入学児童・生徒学用品費ということで、中学校に対しては、年額22,900円となっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

年額22千円とおっしゃいましたね。ごめんなさい、私、制服のお金をちょっと。（「24千円です」と呼ぶ者あり）——はい。今おっしゃったように、中学校の制服は24千円ですね。

じゃ、これは22千円というのは制服代だけじゃないわけで、いろんなスリッパだとか、かばんだとか何だとかね、これも全部決められたものでしょう。うちにあっけん、こいば踏んで行かんねと言うぎ、もうだめぞと言われるわけでね。

そういう状況の中で、じゃね、これだけで事足りるかということですね。もう制服すら買えない金額ですね。この辺についていかがお考えですか。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

議員おっしゃいますように、その制服代というような形で、そういう補助制度にはなっておりませんで、基本的には、1人頭の——これはもともと国庫補助制度がありましたので、その時点で国が決めた基準というのがございます。その基準の中で、私どもとしてはこの要綱を運用しているということでございますので、言われるように実態、じゃ、制服代が全然出ていないけれどもということでございますが、その分につきましては、月額での学用品の支払いとか、そういった形の中で、何とか対応をしていただくということで考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

現実問題として何とか対応できないんですよ、皆さんが。本当に新学期になったらね、お母さんたちがそれこそ子供が進学するのはうれしいんだけどね、財政的なことで喜ばれないというような状況ね。特に子供さんが1人ならいいですよ。どうかしたところは小学校と中学校と、高校までというようなところもあるんですね。3人、3回入学式に行かんばなんばいというようなね。

だから、例えば中学校と小学校にしたってですよ、小学校の制服というのは幾らぐらい。（「上下で1万七、八千円」と呼ぶ者あり）上下で1万幾らと言ひよんさつですね。そうしたら、もちろん2人だったら子供は、もういっちょ下の子は下の子で就学援助制度が該当すると思いますがね。しかし、それにしてもね、いろんなものを買うときに準備できない。

じゃ、学校に行かんでいっちょかんばいかんかということになるわけですがね。その辺のことについて私は胸が痛みますがね。胸が痛んだってしょうがないですがね。何とか事情に合った支給の仕方というのは、ないんでしょうか。

これは国が決められていて、国からお金が来るということもあると思いますが、現実はそのなんですよ。だから、その辺をしないと、子供たちもかわいそうです、どうでしょう。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

おっしゃることはよくわかります。そして、教育には、やっぱりお金も要ります。その補助として、支給をさせていただいておりますので、必要な人にこのような支援をさせていただいて、できる限りの補助をしているというのがこの制度だと思いますので、多少、全体に——全部に制服をとというようなことが本当でしょうけれども、今はそれなりに、必要な方にそのような——該当者にですね、精いっぱい補助をしているということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の問題で、もう最後にしますがね。じゃ、そういう、これだけしかない、枠はない、ほかにも要りますから、十分でない。そういう人たちは、じゃ、どう対応したらいいでしょう、教えてください。

中学校に行きます、お金が足りません、制服を買えません。どう対応したらいいと思いますか。その辺を具体的にどうお考えなのか。そこまでおりや知らんばいじゃ済まないことなんですよ、子供たちの問題として。私たちも責任はしますし、皆さんにも大いに責任はあるわけですがね。

じゃ、どうして調達すべきでしょうかね。その辺の御指導をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

基本的には、就学をさせている保護者が責任を持って、その自分の子供に対する、所要の教育費をやっぱり支給して、就学をさせるというのが基本であろうと思いますが。

まず例えば、今回、就学援助制度、こういったものがあるということをやっぴりきちんと広報啓発といいますか、この辺を知らせる必要があるんじゃないかなと思います。もちろん今でもやっておりますけれども、うちはこういう制度をお願いをした方がいいと、あるいはそこまでしなくてもよいというような判断もあろうかと思いますが、あくまでも保護者あた

りのそういう、自分の家庭の状況によってこちらの制度をしっかりとつかんで、対処をさせていただくというようなことが必要ではないかというふうに思います。あわせて、先ほど課長の方から言いましたように、収入状況の調査等もいたしますけれども、余りこれ厳密にいたしますと、家庭には、御存じのとおりいろんな諸条件が絡んで、収入はあるけれども、実態はなかなかというようなどころもたくさんあります。

だから、トータル的な判断を必要といたしますので、ある程度の認定基準というのは設けて、参考とはいたしますけれども、総合的に判断をしながら、でき得る手法と申しますか、今現在の手法を、拡充を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほど保護者がやっぱり教育費は云々というような言い方をなさいましたがね、しょっちゅういろいろ言っていますように、今の状況の中でね、1銭でも余分に中学校に行くけんところかというようなね、そういう余裕のない家庭が多いんですよ。だから、こういう事態が起きるんですよ。

それは、もうすぐ中学校やっけんが制服代ばとつとかんばなんね。さあ学校の机ば買うとばとつとかんばなんねとかね、そういう余裕があれば、だれも何も言わないわけですよ。そういう状況があるからね、私たちは、今申し上げているんです。

それから今、後でおっしゃったこと、確かにこのことをぜひ徹底してください。こういう制度があるということね。やっぱりいい制度がこの就学援助制度だけじゃなくても、例えば以前も、税金の免税の問題なんかも言いましたが、あるんだけど市民が十分に知らないというようなそういう問題もあるわけですから、その辺であるものは、利用できる人は利用していただく、制度はあるわけ、飾りじゃないわけですから、そういうことでお願いをしたいと思います。

もう1点、またお尋ねしますが、例えば、今の制服を買うお金にしてもそうですが、私は、以前、修学旅行費の支給の問題で質問したと思いますね。出来高払いだから、修学旅行が終わってからお金を払うとね。その前の段階で準備ができないわけですよ。準備ができないから、就学援助費もらっていますから、行ってきてから清算のときお金ばもらうぎよかというようなことならね、本当の援助にはならないんですよ。

だから、お金がどうしてもないから人から借りたり、サラ金から借りたりしてね、返さんといかんという人もありますよ。そういう状況ですから、私はいつか申し上げましたが、こういうお金の支給については、やっぱり前もって、修学旅行だってある前にやっておくと。

それから、もしそういう形なら、そういう人たちは後で徴収をすとかね、学校との対応をすとか、そういう形をしないと、せっかくの制度が生かされないと思うんですよ。例え

ばほかの事業だってあるでしょう、資金前渡、前払いしとって、後で清算するというふうな制度はもうなくなったわけじゃないと思いますがね。

そういう形でね、やっぱりある制度が十分に生かされるようなね、そういう対応を私はしてもらいたいと思いますが、修学旅行のお金なんかについて特に申し上げておりましたが、そういう改善がされたのかどうか。されないとするなら、ここで改善の約束をしてくださいよ、ぜひそれをお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

今、修学旅行費の補助のやり方についてということでの御質問でございますけれども、基本的に、修学旅行は、通常、この就学援助とかなんとかは関係なく、基本的には、保護者様がある程度積み立てをされる学校、それから、一括で支払う学校と、取り扱いはいろいろあります。

そういう中で、今度は逆に、就学援助に該当される場合にはどうするのかというのは、基本的に、我々としましては、学校とよく話し合いをしまして、保護者様とのニーズに合うような形で実際に運用をいたしております。

具体的に申しますと、もう保護者からの徴収をしなくて、清算のときに私の方が直接業者に支払うというような方法もとっておることも、事実でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

以前の回答とはちょっと違って、少し改善されたかなという気がありますが、そういうことなら、ちゃんと前もって支給をすとかね。それから、完全にすべて就学援助制度を受けている人たちについては真っすぐ学校と清算をすとか、保護者の人の手を煩わせんでいいようなね、そういう形をはっきりした方がいいんじゃないですか。

それとも、前もって、先ほど言いましたように、例えば、幾らになるかわからんというような——大体はわかるわけですからね、その内金を入れるとか、いろんな形の方法があると思いますが、はっきりとした、そのニーズに合わせてということじゃなくて、先ほどの問題も言いましたが、基準をぴしゃっとして支給をする。後にならないで、保護者がお金を借り入れたりせんでいいように、積立金をそりゃしよったらいいでしょうけど、先ほどから何回も言っていますように、そういう積み立てすらできない家庭というのは、今ふえておりますからね。そういう状況ですから、その辺についてはどうでしょうか。

これは、ほかの、例えば先ほど言った学用品を買う問題にしても同じですよ。だから、せつかくですから、前もってお金は渡すことができる、使うときにはちゃんと使えるような

形、後回しにならないという、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

議員申されますように、従前の回答といたしましては、事後払い、もちろん今現在も事前払いについては、やはり無理だろうという認識を持っております。

というのが、やはり一応、概算での旅行費用というのはあると思いますが、実際には行ってみて、精算の段階じゃないと額が決定しないということです。基本的には事後払いと考えておりますが、従前のやり方といたしますと、すべてをまず保護者さんに立てかえてもらうというような答弁をしておったと思いますが、その点については、議員さんの御指摘なんかも受けまして、学校現場、それから保護者のニーズに合ったような形での運用は行っているということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

やっぱり時間短いですね、80分は。ほかまだありますが、ちょっと次に移りたいと思います、あとがとれませんので。

就学前医療費の無料化の問題では市長の方からお答えいただきましたがね、これも幾つか質問の項目を挙げておりましたが、ぜひ前向きで取り組んでいただきたいと思います。先ほどの話じゃ県の動きがあるというような、これは確かに新聞でも出ていました、古川知事の目玉政策ですかね。

先ほどやっぱりおっしゃったように、いろんな条件がついたのでは、せつかくの制度というの生かされないと思いますので、私は、市長これからも県との協議などあると思いますが、そういうときにはぜひ条件をつけない、完全に制度が生かされるようお願いをもらいたいと思います。

それと、もう一つ、例えば県が制度化を決めたとしたときに、市が直やっている、これは県が決めても、市がせんとできないと思います、今までがそうですからね。ということと、県が例えば完全に無料化じゃない何らかの足かせをつけたときに、鹿島市としては、鹿島市が独自の対策をとって、それに輪をかけて、完全に無料化に持っていくという対応を私はぜひ——わかります、意味——していただきたいと思いますが、その辺についてはどうでしょうかね。

県がいろんな条件をつけてきた場合にも、鹿島市としては、そういう条件はつけないで取り組むということを、ぜひ今ここで約束をして、何かいろんなものが出ていたがね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

県の助成の中で、いろんな条件、これは具体的にはちょっとまだつかんでおりませんが、今の段階でどういうことになるのかがちょっとわかっておりませんので、ここではっきり私が答弁をいたしますと、そうせざるを得なくなりますので、そのあたりは若干含みを持たせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

もう10分しかないそうですが、税金の問題ですね、ここが一番あれだったと思いますが、先ほど介護保険制度の問題で、特に条件が変わったことで介護保険の段階が変わっていったと、先ほど金額でおっしゃいましたがね、ちょっと調べたので申しますと、例えば1段階から4段階に、それから、2段階から4段階に移った人が86人、3段階から4段階に移ったのが81人、それから、1から5はゼロか、2から5が11人、3から5が359人、4から5が598人ということで、そういう形で、例えば非課税がなくなったり、増税のために、定率減税などで増税になったために段階が上がったという人が総額で、1,136人もいらっしゃるんですね。この分の人たちが税金ががばっと上がったわけですね。

例えば2から4の人が86名と言いましたが、この人たちは、2,562円が5,123円になるわけですね。これは基本料金ですね。

ところが、やっぱり今回余りにも上がるということで、もう皆さん御存じのように、激変緩和措置というのがとられていますね。それで、18年、19年、20年と、段階的に100%にしていくということで、それがとられていても、例えば18年度2から4だと、これが0.66ですから、9,830円ですか、年間上がると。19年では20,280円、20年で30,732円と物すごい上がりですよ。本当にこれが収入がふえて、年金もふえて、税金が上がっていくというのならまだしもあきらめがつくわけですが、ふえてじゃなくて、結局、税の改正とか、そういうことが原因で、こんなにまで金額が上がっていくわけでしょう。これはね、私は絶対に許せないと思うんですよ。

特に65歳以上の高齢者の方たちの負担はね、どんどんどんどんふえていますね。20年からは後期高齢者医療制度などで、また保険が引かれるとか、いろんなのがあります。

そういう状況ですから、今、お年寄りの人たちの生活状態を見ますと、例えば病院に行きたくても、5回行くのは1回にするとかね、行かんでいっちょくと。もう行かんばいかんごとなったときは、これは大変やったというような、こういうお年寄りというのはたくさんいらっしゃるんですよ。そういうのが今どんどんどんどん、特に高齢者の人たちにかかってきているんですね。

だから、私は前回も、この介護保険料については引き下げをしてもらいたいということ、独自の引き下げをということでお願いをいたしました。

しかし、単独ではというような——できない。それから、現実的には財源の問題だと市長はお答えいただきましたが、私は、鹿島市でもそうですが、前回私は管理者である武雄市長の選挙公約の問題でお話をしましたね。

武雄市長は、介護保険料の引き下げをと訴えたということを言いました。市長は、まだそのことを聞いていないとおっしゃいましたが、その後も会議はあったと思いますが、組合議会の中で、この件について市長がただされたり、そのようなことが話題になったことがあったんでしょうか、この引き下げのことについて。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

話題になったり、発言があったりしたことはございません。

私、以前、全国青年市長会に入っております、そこの副会長もいたしました。その中で、この種の問題に対して、新人の市長が立候補したときの公約の中に、例えば水道料を下げますとか、国保税を下げますとか、実際自分もそう言って当選してきた。しかし、中に入ってみたら仕組みがそうしたらいかんようになっておると。例えば水道料なんかも、公営企業法で法律で規定をされておるわけですね。だから、困った、困ったという話は、そういうふうには、公約をして上がって来ておられた市長さんから何人も聞いております。樋渡市長さんも、今そういうことを感じておられるんじゃないかというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

これは、ぜひ引き下げということについては、鹿島市もそうですが、組合でも取り組んでいただきたいと私は思います。ごめんなさい。もっと言いたいんですが、時間ないですね。

じゃ、国保税の問題ですね。

国保税の問題では先ほど申し上げましたが、今回私たちに協議諮られた後に、また再度見直されたということで、確かにその分についてはね、やっぱりみんなの意見が通っていったんだなということで私は評価をしたいと思いますが、しかし、そのときも申しましたし、今も申し上げますが、今、国保税については、下げたって上げることは絶対に許せない状況なんですよね。

お尋ねをしたいと思いますが、財源がないから、国保のときも財源がないから、一般財源から繰り入れられないということをおっしゃいましたが、今回、約半分にされるということですが、じゃ、財源はどうなったんですか。その半分にしていって財源がどこからか出てきた

んですか、その辺。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

この問題につきましては、まだ議案として議会にも上程しておりませんが、文教厚生委員会の中では一応お諮りをしておりますので、ちょっとお答えをしたいと思いますけれども、当初、加重平均医療、介護分合わせて、加重平均で27.9%ということで、これを少し段階的に改定をしようということで、うちの方で、手前の方で協議をしました。

それで、文教厚生委員さんには、そういう経過を当初は説明しておいたものですからですね。（「そいけん、財源をどがんするか」と呼ぶ者あり）その関係でちょっとまた再度、個々に御説明をしたわけですが、財源は、19年度は赤字です。当然赤字になります、段階的にですね。

そして、今の計画では、2年目で、20年度で収支とんとん。そして、21年度に、19年度の赤字を補てんするというような形で、改定をさせていただきたいなというような考えを持っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

あの件については、どうせ上程されるんでしょうから、そのときにしたいと思います。

国保についてもういっちょ、国保証の問題についてお尋ねをしたいと思います。大体、鹿島市で今資格証明書の発行が145件ぐらいだったと思いますがね、最近の新聞で資格証明書を交付された人の受診率は、一般被保険者の最大約200分の1だということが報道されていまして。この調査は全国保険医団体連合会の調査だそうですが、資格証明書交付世帯には、低所得者の世帯が非常に多いわけですね。だから、病気になっても窓口で負担をしなければならない、医療費が払えないで受診できないということもあるわけですがね。

そういう面からいきますと、私は、この資格証明書の発行というのは早く取りやめるべきだと思うんです。確かに、これは1997年ですかね、国保法が改正されたときに、1年以上滞納した世帯から国保証を返還させて資格証明書を交付させるという、そのことが決められましたね、そのことはわかります。

しかしね、この資格証明書の発行というのは、税金を取るがための一つの手段、収納率を上げるための手段としてなされたわけですが、そのことによって、収納率が上がったという結果は出ていないと思います。

鹿島市においても、本当に周辺の市町村よりも一番多いですよ、うちが国保証の発行は。

そういう状況だけでも、依然として収納率は上がらない。

収納率を上げるのに一番いいのは、払いやすい国保税にすることなんですよね。それしかないんですよ。

だから、私はね、この資格証明書の発行というのは取りやめて、やっぱり国保証をちゃんとやるということが大事だと思うんです。これはまさに命綱なんですよ、そういう状況です。この件についていかがでしょうか、お答えください。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

国民健康保険の資格証の交付については、廃止をせろというふうな御質問ですけれども、これにつきましては、我々徴収納税相談を行っている者としては、今、国民健康保険証の資格証の制度そのものを短期交付、それから資格証というのがありますけれども、これをなくすということは、考えておりません。

というのは、今これをなくすということであれば、徴収率そのものについても、相当マイナスになるであろうというふうに予測をされますし、厳しくても税を納めていただいている方々との公平性というのも、損なわれてくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

松尾議員に申し上げます。

時間が参りましたので、最後の質問ということで、簡潔にお願いいたします。

○20番（松尾征子君）

国保証については、資格証明書を発行することが収納率の向上に私はなっていないと思う。あなたは、それをやめたらもっと大変になるだろうとおっしゃったんですよ。やっていないでしょう、やってみてくださいよ、一遍。そしてだめなときは、それでまた、何をしたらいいか考える。私はそう思います。ぜひそのことは、それを周辺の自治体やっているんですよ、今は。佐賀県だって発行していないところは、いっぱい出てきたでしょう。

そして、うちみたいに余計に発行しているところはないですよ。特殊なところだけを取り上げていろいろしないで、本当に今市民がどういう状態にあるかというのを考えながら取り組んでください。担当者の人も本当に苦しいと思いますよ、国保税を上げんといかん、これを出さんといかん、苦しかことはわかります。しかしね、市民はもっと苦しんでいるんですよ、本当に。もうどうしていいかわからない状況にあります。だから、ぜひそうしてください。

特に今、国の政治は、私たち国民に、本当に大変な状況を押しつけてきているですよ。そこをはねのけて市民の暮らしを守っていくという仕事をするということは、執行部の人も大

変だということはわかりますよ。

わかりますけど、そのことで市民の人がいかに大変な状況にあるかということをおは十分に受けとめていただいて、頑張っていたいただきたいと思います。もちろん私たちもできるだけ手を尽くしたいと思います。私自身もこれから、これが最後になりますが、まだまだ残された問題あります。何としてもそういう問題を解決するために、これからも頑張っていく決意を申し上げて、終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

以上で20番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時25分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、3番議員福井正君。

○3番（福井 正君）

3番福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、鹿島市第4次総合計画の今後の見通しについてということが大きなテーマでございます。その中で、鹿島市中期財政計画について、鹿島市第4次総合計画実施、基本計画について、鹿島市のテーマであります人が輝くまち鹿島、大いなる田舎の創造を目指しての具体的なコンセプトについて、大きな3点について質問させていただきます。

順番が逆になりますけれども、3番目の鹿島市のテーマについてを先に質問させていただきます。

通告書には、一番最初に財政計画となっておりますけれども、まずコンセプトについてでございますけれども、人が輝くまち鹿島、大いなる田舎の創造という言葉に接しましたのは、実は私が議員になる前のことでもございました。大変鹿島らしい言葉だと思っておりました。それを自分なりに解釈してみましたけれども、鹿島は有明海、農村、森林などの豊かな自然に恵まれた市だというふうに思っております。その当時、人口は3万4,000人ぐらいだったと思います。そこそこの商業集積もありまして、買い物にも不自由しないまちだというふうに思っていました。ただ、映画館ですとかボウリング場などのいわゆる楽しみの場が非常になくなっておりました。ただ、以前、毎年襲っておりました水害も少なくなりまして、鹿島ガタリンピックですとか海の森事業に見られますように、市民みずからが参加して、民間と行政が一体となってまちづくりをしている、いいまちだと私は思っておりましたし、実は市外の方たちからも、鹿島の人たちというのはすばらしい人が多いですねという評価

を受けておりました。

そこで、まず1回目の質問です。これは市長にお答えいただきたいと思いますが、第4次総合計画、これまで5年間計画に従って事業を進められてきたと思いますが、今回見直しされました総合計画の中に、その基本テーマであります人が輝くまち鹿島、大いなる田舎の創造という理念について、市長がどのようなお考えなのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、鹿島市中期財政計画について質問いたします。

平成18年に発表されました平成19年度から22年度の5年間の鹿島市中期財政計画概要について質問いたします。

中期財政計画にもございますように、財政力指数は0.4前後で推移をしているとなっております。また、地方交付税は平成11年度に比較いたしまして19.9%、18年度見込みで1,080,000千円削減されているという状況でございます。この状況の推移を見てみますと、三位一体改革による税源移譲があったとしても、鹿島市の財政見通しは厳しい状況だと言わざるを得ないと思います。そのことを打開するためには、増収をする策と経費削減を図らなければならないと思います。これらの将来の見通しについて質問をいたします。

まず、今後の税収等の見通しについてでございますが、平成18年度の地方税2,691,800千円が22年度には3,341,790千円に、649,990千円増加することになっておりますが、この根拠としてどのようなことを考えておられるのかお尋ねいたします。

また、市税以外の増収策としてどのようなことを考えておられるのか、中期財政計画について1回目の質問といたします。

続きまして、行政改革でございますけれども、今回の行財政改革の一環として、職員採用を控えることで職員削減が行われようとしております。今後、少ない職員数で行政運営をしていくこととなります。職員の負担も増加することが予想されます。この中で、市の施設の指定管理者制度による管理運営が行われておりますけれども、今後の指定管理者での運営や民間委託について、どのような計画がとおりになるのか、またどのような施設や部門で考えておられるのか、1回目の質問といたします。

続きまして、大きい2点目でございますけれども、鹿島市第4次総合計画基本計画についてでございます。

第4次総合計画の見直しを今していただきました。大変いい計画だと私は思っております。ただ、その実現のためには財政力や市民との連携、そして、何を目標とするかの基本コンセプトが必要だと思います。その実現で市民が豊かになり、快適な生活を過ごせることが重要だと思います。その中でも、産業の振興が市民経済を豊かにする上で大変重要だと思っております。

まず、その中の産業の振興について質問いたします。

以前の一般質問でも取り上げましたけれども、現在人口3万2,000人強の鹿島市民が豊かになる方策といたしまして、年間270万人と言われる観光客が鹿島においでいただいて鹿島の産品を買ってもらえるのかどうか、それによって、いわゆる外貨を稼ぎまして、その結果、生産者と販売者が豊かになるということで、雇用もふえ、消費の拡大につながるのではないかなというふうに思っております。

そのための方策といたしまして、これは提言でございますけれども、無農薬、有機肥料を使った安心、安全の作物を生産するということが一つあると思います。現在の野菜、いわゆる安全、安心の野菜の価格というのは、実は農薬、化学肥料を使った作物と価格の差がほとんどございません。結果的に、無農薬、有機栽培の作物生産がふえないという状況になっております。今後において農業の集落営農が始まってまいりますけれども、このような無農薬及び有機栽培に、そこの中で取り組んでいかれるお考えがあるのかどうかということでございます。

それからもう一つが、無農薬、有機栽培の条件といたしまして、国、県の認定というのが必要になってまいります。この認定というのは、実は数十万円かかるというふうに言われておりますけれども、これらに対して補助等について取り組まれるお考えがあられるかどうかということをお尋ねいたします。

次でございますけれども、例えば、七浦の千葉市、そこには観光客の方も見えていますし、七浦以外の方も買い物に来ておられます。また、鹿島ガタリンピックですとか干潟体験で、既に観光地としての認知を受けているものだと思っております。

今から10数年前のことでございますけれども、株式会社七浦というのがつくられました。地元の住民の方、約500名が出資をしていただきまして、その中には農業の方も漁業の方も商業の方も、いろんな方がいらっしゃいまして、ここに鹿島の産産間の連携という、いわゆる産産間の際を超えたまちづくりというのが、ここでなされていると私は思っております。それを鹿島全体に広げることで、鹿島市内の各産産間が連携したまちづくりができないものかなと思っております。

毎月1日、祐徳稲荷神社に参りますと、祐徳門前商店街でもリヤカーに野菜類を載せて、そこで販売をなさっている方たちがいらっしゃいます。また、浜の酒蔵通りにつきましても、町並み街も現在整備をされておりますけれども、例えば、こういうところでも鹿島の安全、安心な農産物、海産物の販売ができないのか。また、中心市街地の中でもそういうことができないのか。こういうことについて、これはもちろん地元の私たち、いわゆる商業をやっている人間たちも考えなければいけないことだと思いますけれども、行政としてこういうことにどのような取り組みをなさっていかれるのかということをお尋ねいたします。

次、続きまして、これは以前も、多分2年ぐらい前だったと思いますけれども、一般質問で取り上げましたけれども、鹿島の道は大変わかりにくいということが鹿島においでいただ

くお客さんたちから言われます。目的地の近くに行かないと、なかなかそこがわからないという状況だと思います。

そこで、観光客の方々への情報を提供する手段といたしまして、以前は、フォーラム鹿島という団体がございますけれども、そこで鹿島のサイン計画ということで、鹿島の入り口にサイン看板を置くという計画がございました。それと関連いたしまして、わかりやすい案内の看板を設置するという計画があられるのか、また取り組まれる考えがとおりになるのかということについて、次の質問といたします。

それから、次、各産業の振興ということでございますけれども、農業についてでございます。現在、担い手農業ですとか集落営農ということで、これが成功することによってなっていくと思っておりますが、なったらある程度の農業のめどができるんじゃないかなと思っておりますけれども、問題は、これに参加できない方たちがどうなっていくのかなという気がするんですね。ですから、参加できない方たちがどれくらいいらっしゃるのかということについて質問いたします。

それから続きまして、新しい起業、起業というのは「業を起こす」という言葉の起業でございますけれども、鹿島市には実は地場の有力な企業がございます。この企業は、ほとんどがみずから自分たちが出資をして会社を立ち上げて、そして今現在、世界的な企業になっているという、すばらしいまちだなというふうに私も思っております。世界的に見ましても、独自の技術を開発されて業績を伸ばしておられるという状況でございます。これらの起業ができないものか、そういう新しい業を起こす方たちに対して支援策があるのかどうか、あるとしたらどのようなことなのかということについてお尋ねいたします。

続きまして、定住促進ということでございますけれども、定住促進のためには雇用の拡大というのが欠かせないと思っております。当然、企業誘致、それから先ほど質問いたしました、業を起こすことで雇用の拡大を図ることが考えられます。また、市営住宅の拡充、まちなか居住策、これについては12月議会でも質問いたしましたけれども、いわゆる空き店舗兼用の住宅がございます。それから、アパートにも実はあいたところもございます。例えば、そういうところを市が借り上げてまして、市営住宅並みの家賃で貸し出すということで、そこに居住を推進していくということが考えられると思っておりますけれども、このようなことに取り組んでいかれるお考えがあられるのかどうかということでございます。

そして、次は団塊世代についての質問をいたします。

団塊世代、間もなく大量に退職が始まってまいります。鹿島出身の市外居住者について、私の場合、鹿島中学校のデータでございますけれども、私の同級生だけで実は209名が市外に居住をしております。昭和22年から25年にかけての団塊世代の市外居住者というのは、多分3,700名から4,000名の方たちが居住しているんじゃないかなと思っております。これらの市外居住者の方たちに、例えば、鹿島に戻っていただいて鹿島に住んでくださいということが私は

必要じゃないかなと思っていますけれども、この方たちに対してどのような働きかけがなされているのかなということについて、次の質問とさせていただきます。

続きまして、都市環境の整備でございますけれども、これは以前の一般質問でも質問いたしました。国道、県道、市道について、まだ整備が手つかずの場所がございます。その中でも、西牟田、高津原に面したところの二本松通りというのがございます。あそこはT字路になっていまして、非常に離合もしにくいという状況でございます。以前の市長の答弁では、大変な予算額になるということで、この整備は不可能に近いというふうな答弁をいただいておりますけれども、ただやはり、非常に不便なのは不便なところでございますので、例えば、そのある1カ所をどうかすれば、もっと使いやすくなるということもあると思いますので、これについて再度お尋ねをさせていただきたいと思っております。

続きまして、JR長崎本線存続についてでございます。

先ほどの松尾議員の質問につきましても御答弁ありましたし、今議会冒頭の市長の演告の中でも決意をおっしゃっておりますので、このことについてはお尋ねいたしませんけれども、ただ、私の考え方でございますが、やはり長崎本線というのは市民の、私たちももちろんですが、私たちの子供や孫たちのためにも絶対に残さなければいけない、絶対に廃線にしてはならないというふうな思いを持っております。そのとき、よく私にもおっしゃる方いらっしゃいますけれども、このことをずっと推し進めていっても、いずれ国、県から押し切られてしまうんじゃないかということをおっしゃっている方がいらっしゃいます。私はそういうことはないと思っておりますけれども、このことについて市長のお考えをお尋ねしたいと思っております。

それから、もう一つありますのが、県が提示されました振興策というのがございます。県との関係を悪くしないためにも、県との協議をすべきだという意見がございますが、このことについての市長のお考えをお尋ねしたいと思っております。

それから、次でございます。市街地、住宅整備についてでございますが、中心市街地はスカイロード、さくら通りの整備が完了いたしました。西牟田の御神松ニュータウンと中心商店街の間も食堂ができたりなんかしまして、ずうっと店が張りついてまいりました。新たな商店街が形成されようとしております。また、マンションですとか住宅建設が多数計画をされておまして、ますます居住がふえるという状況になっております。

この現実を見ましたときに、以前、TMO計画でありました72ヘクタールだったと思いますが、中心市街地の範囲の見直しというのが必要じゃないかなと、私が以前にもこれを提案いたしましたけれども、このことについてどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

また、207号バイパス沿い、中村地区ですね、農振が間もなく解除になります。新まちづくり三法におきましては、1万平米以上の大型施設は建設できないということになっておりますけれども、それ以下の面積であれば建設可能だということも逆には言えるわけです。

この基本計画書の中に、沿道サービスの店舗等は整備をするというふうなことが書いてございますけれども、今後のいわゆる固定資産税の増収策ということに関しましては、やはりこれも必要なことじゃないかなと思いますけれども、どのような種類の店舗等をお考えなのかについてお尋ねいたします。

次でございますが、中心市街地の逆川、これは公共下水道が整備されまして、実は大変きれいな水が今流れております。12月議会では、これにつきまして防災上のことで質問いたしました。今回は、いわゆる河川といたしまして、今からもう四十四、五年前でございますけれども、逆川にはフナも大量にいたし、ウナギもいましたし、メダカもいたという、非常に豊かな川だったというふうに思っています。ここに今残念ながら生物がほとんどおりません。ただ、鹿島川にちょうどぶつかるあたりには、ちょっと深目のところに生物が生息しているというふうなことを聞いておりますけれども、以前のように、ここにフナですとかメダカですとかということがたくさん泳いでいるという状況になったときに、例えば、子供たちの情操教育という面からしましても、大変いい環境になるのではないかなと。また、先ほど申しました観光客の方たち、市外からお見えになる方たちも、ここを憩いの場、河川、いわゆる逆川が憩いの場だよということの提案ができるんじゃないかなというふうには思っています。

ただ、今、全部上にふたがかぶさってしまっていて、暗渠になっているところがございまして、すべてをそうすることはできませんけれども、ごく一部、今川床は全部コンクリートの舗装になっています。これを一部でも深く掘り下げて、深みをつくって、できたら砂地にして、ここに生物がすめるような環境ができるんじゃないかなと。また、深みをつくることによって防災対策にもなるんじゃないかなというふうに思いますけれども、このことについてお尋ね申し上げます。

次に、肥前鹿島駅周辺の開発についてでございます。

鹿島駅前、すぎやさんの跡地は民間の方が落札をなさいました。中心商店連合でも現在、新しいまちづくり三法の見直しへの取り組みとして、ほとんど連日議論をいたしております。その中でもやはり駅前開発ということは議題に上っております。鹿島市がこれからつくられる基本計画がどのような形でつくられるかということでございますが、これは採択するのは総理府でございます。この駅前の開発ということがどうなっていくかということによって、これが採択されるか採択されないかということにもつながっていくのではないかなというふうに思います。これについてどうなるかということと、これはもしものことでございますが、この基本計画が採択をされなかったという場合には、市単独でも開発に取り組まれるお考えがあらわれるのかということについて質問いたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3 番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

大いなる田舎づくりについて、まずお答えをしますが、これは平成2年に1期目に市長に当選をさせていただいたときからのテーマでございまして、メインに「人が輝くまち鹿島」、そしてサブに「大いなる田舎づくり」と、こういうことを掲げながら市政運営をやってまいりました。実は、この大いなる田舎づくりといいますのは、若いころアメリカの映画で「大いなる西部」という映画がありました。グレゴリー・ペックとチャールトン・ヘストンが主役であったわけでありますが、「The Big Country」という原題で、それを「大いなる西部」というふうに訳してありました。この映画は、チャールトン・ヘストンが田舎の牧童頭で、それから、グレゴリー・ペックが東部のエスタブリッシュメントの、そういう対比の構図でありましたが、この田舎者の頑固さ、偏屈さ、しかし、田舎の自然のすばらしさとか、いろんなそういうものを初め全面に打ち出しておりましたが、しかし、最終的には、やはり西部の自然のすばらしさとか、あるいは西部の人間の精神の高邁さ、あるいは誇り高さ、こういうものでその物語は終わったということでありまして。「The Big Country」のカントリーは「大いなる西部」と訳してありましたが、私はカントリーというのは「国」と訳すときもありますし、また「田舎」と訳すときもあります。こういうことで大いなる田舎というふうなことを発想的にはそういうものからヒントを得たということでございまして、鹿島の人間のすばらしさ、あるいは鹿島としての誇り、あるいは鹿島の地方文化の豊かさ、そしてまた自然のすばらしさ、こういうものを頭に描きながら、図柄的には、やはり南西地域の中核都市でもありますので、市街地は都市機能を充実させて、その他は自然を大切にする、全体を鹿島独自の地方文化でくるんでいくと、こういうふうなことをイメージしながら進めてまいりました。

具体的なまちづくりのイメージをちょっとお話ししますと、ある方が、その町その村には独自の遺伝子があるんだと。それは地形上の問題もありますし、交通体系上の問題もありますし、あるいは歴史的にも違いますし、あるいは文化も違います。例えば、一番簡単に地形上の問題で言いますと、臨海工場地帯と、京浜とかなんとか、そういうふうに私たち中学校のころ習ったものですが、鹿島市が臨海工場地帯を目指しても、これはできません。有明海という干潟の海ですから大型の船舶は接岸できないわけですし、そういうふうな、いわば願ってもそういうタイプのまちにはなれない独自の遺伝子を持っていると。しかし、これは決して敗北主義じゃないんですね。そういうことを根本に、またもう一つ言葉を変えて言いま

すと、隣の芝生の青さを論じるまいと。隣の町があがんやっけん、うちもなしせんかとか、それはもともと通用しない話だと。鹿島独自のいろんな持てるものをちゃんと見て、そういう中から独自のまちづくりをどうやっていくか、こういう発想をしなければならないということを含めて、こういうふうに申しました。

そしてもう一つは、まちづくりのやり方、これをあえて20世紀型と21世紀型に分けて言いますと、20世紀型というのは、おらがまちをどうするんだと、こういう発想でよかったんですけど、21世紀のまちづくりというのは、地球的規模で物事を考える、発想はグローバルに、行動はローカルからというふうな言葉がありますけど、例えば、自然環境の問題、あるいは地球温暖化の問題、あるいは国際交流の問題、こういうものは日本の一地方の鹿島であっても、やっぱり発想的にはグローバルに持つとかにやいかん。そういう中で、この地方からどういう行動を起こすか、足元から何をやっていくか、こういうことをやっていくのが21世紀型のまちづくりだと。これはいろんな意味で、あるいはいろんな場所でこういう発言をしてまいりました。

改めてきょう質問が出ましたので、自分なりにちょっと頭を整理して披瀝を申し上げましたが、こういうまちづくりというのはやっぱり今からも持つとかにやいかんだらうと、私自身は思っております。

それから、JR長崎本線の存続の問題ですが、決意についてということでお答えしますが、自分のまちが経営分離されると寂れるとわかっているのに同意はできないと、簡単に言えば、まずそれが基本です。例えば、私は会社経営をされている社長さんに言うことですが、こういう選択をしたら自分の会社が倒産すると、その確率が非常に大きくなっていくと、トップとしてこういう選択をしますかと、私はまずそれを言っているんですよということを申し上げているんです。そして、もしJRから経営分離をされて、三セクになって、我がたちのまちは以前より栄えたばいと、これ全国に例がありますかということですよ。そういうことを私は知らないわけですね。

また、国や県に押し切られて、どうせ同意ばせんばらんごととなつとじゃなかろうか、あるいは着工のあつとじゃなかろうかと。これは、ことし、先月末の2月28日の国会の予算委員会で、地元代表の大串博志代議士が長崎ルート問題で質問をしていただいております。それをちょっと要約したもので説明を申し上げたいと思いますが、実は、この押し切られるんじゃなかろうかと、あるいは我々の同意なくして着工できるように仕組みを変えるんではないかと、こういううわさが流れているということに対しての質問です。

まず1番目に質問として、平成17年、18年と長崎ルートに10億円の予算がついているが、未執行となっている。19年度も予算化されるということは――今19年度の予算委員会ですからね、今の財政事情から検討すべきではないかと。国土交通大臣の答弁として、ここの部分だけ言いますと、長崎ルートは調整が調い次第、速やかに着工するとなっている。同意がと

れたときにすぐ着工できるよう予算措置をしていると。それから、これは異例ではないかと、着工があっていないのに3年も予算をつけるというのは異例ではないかというふうに指摘をされましたら、これは「イレギュラー」という言葉を大臣は使っておられます。レギュラー、通常のやり方ではない、つまり異例ですね。イレギュラーであることは事実であると、冬柴国土交通大臣も答弁をされております。

それから2番目に、着工の前提となっている沿線地方公共団体、県、市、町、すべての同意が必要という考えは変わっていないかと。それに対して国土交通大臣は、そのとおりでございますと、変わっていないということですね。

それから、枠組み、つまり全部の同意がとれなくても着工ができるような仕組みを変えるような発言をしている人があるが、その考えはと。これに対して国土交通大臣答弁は、これまでもそのことについては強固として守ってきた。これから変えるつもりはありませんと、こういう現職の国土交通大臣の答弁なんですね。いささかも国土交通省としての考えは変わっていない。

その後、私は、こういう質問を国会の場でしていただきましたので、大串代議士にお礼の電話をいたしました。その中で、現職の大臣がこれだけ、今までもそうであったし、これからも変えるつもりないと、このことは重いですよねと言ったら、それは重いですと。そういうことでありますので、私たちの同意がない限り、これは着工をされるということはないというふうに思います。

何か、我々の同意がなくても仕組みを変えてもろうた方が好いとごたごた意見ば言う人がおんしゃっですけどね、鹿島の間人としてはやっぱり経営分離というのは絶対されてはいかんわけですので、また7割から8割はそれに対しても反対しておりますので、その考えというのは、こういう事実、根拠に基づいて今後も貫いていきたいと、こういうふうに思っております。

それから、佐賀県との振興策の協議、これは佐賀県はこういうふうに言っているんですよ。経営分離を前提とした振興策の協議なり、あるいは公開討論会ならすると。これは、我々は経営分離はしないという結論を出しているんですね。ですから、そういう前提のもとでの協議や公開討論会に応じるということは、経営分離を前提とするということになりますから、これはできない。

逆に、今度は県の考えをちょっと私なりに解釈をしますと、裏返しですよ。経営分離を前提としない振興策の協議を今鹿島市長とするということは、新幹線の推進をもうやめたと言われても理論上はしょんないと、そういうものがありますので、これはどちらも、鹿島がノーとか、佐賀県がノーとか、お互いフィフティ・フィフティのことです。ただ、私たちにとって、鹿島市にとって大きな意味あることは、昨年を引き続いて、これは先日も申しましたが、産業3団体が県との振興策についての要望を県に対して、あるいは鹿島市に対して

出してもらっています。これは、この前、鹿島市内のあるグループが知事呼んで、ああいうふうの確認事項違反のことをまたやられました、そういうことじゃないんですね。事前に私に対しても調整がありました。そして、新幹線問題には触れないと、その上での鹿島の振興策だと、事前に調整をして、私も同意をした上で、新幹線問題に触れないという前提の上での振興策の話し合いだと。しかも、鹿島市に対しても同様にすると。結局、鹿島市と佐賀県というのは同等に同じ場だといいおっですね。そういうものも意識して、ちゃんと県と鹿島市、協議会の間には確認事項があるから、自分たちは確認事項を遵守していますよと、その上で、今市長は新幹線問題を抱えているので、そういうわけいかんやろうと、長崎本線存続問題と離れた振興策というのは県がしないとやっているから、じゃ、自分たちがそれにかわってやればいいじゃないかと、こういうふうには私は解釈する。立派なものでしてね。

だから、期成会と、あるいは鹿島市と県が約束したことに鹿島市民はやっぱり従ってもらわなきゃいかんですね。従うという言葉は語弊がありますが、ルールですから。だから、この前の市民のあの会合のときも内部で、こんなことをしたらいかんという意見も大分あったというふう聞いておりますけどね。

そういうことで、この振興策の協議というのは立派に鹿島市の場合は形を変えた形であるということですから、私はすばらしいことだというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、福井議員の2点目の、平成18年度鹿島市の中期財政計画についてお答えをいたします。

質問の趣旨でございますが、まず税金の問題ですね。税金の問題が、昨年秋、策定をいたしました、この財政計画では18年度決算で大体27億円です。そして、一応5年後の計画の最終年度では33億円になっております。この数字というのが見込みなのか、目標値なのかという御心配だと思います。当然これは見込みでございます。若干数字で御説明をいたしますと、今まで鹿島市が税金が一番多かったのが平成9年度、今からおよそ10年前ですね、このときに税金そのものが2,930,000千円ございました。減税も始まりまして、そのときにいわゆる減税分を補てんする減税補てん債というのが198,000千円ございましたので、合計しますと3,130,000千円。鹿島市の基本的な税の実力は、大体このピークでいきますと30億円ぐらいの基本的な実力はあるものと思っております。今まで税金が若干26億、27億円で推移していたのは、当然定率減税とか政策的な減税等もございましたので、26億円程度で推移をしておりましたが、19年度以降、この定率減税の廃止と、国からの税源移譲等がございますので、来年度の19年度は少なくとも税金は30億円台を決算では回復するものと見込んでおります。

若干中身について申し上げますと、まず市民税ですが、市民税は全体では20%以上の増収

になる見込みです。あと、市内の法人も非常に好調でございますので、法人市民税も18年度と19年度の予算ベースでも8%程度の増収は見込んでおります。その他、固定資産税ですが、西牟田の御神松ニュータウンの大型遊技施設等の、大型の非木造の建物が非常に多く建っておりますので、この部分も固定資産税全体でも5%から6%の増収が見込めるということとなります。そういったことで考えますと、来年度の19年度は少なくとも税収が30億から31億円台を回復する見込みだということです。そういうことで考えております。その後、平成23年度まで、少なくとも1.8から1.9%、そのくらいの税収の伸びを政策的に確保をやっていく必要がございます。ここらあたりはやれる数字ということで試算をしております。

この中期財政計画をしっかりした見通しを立て、安定的に鹿島市政の運営をやっていく上での重要な指針でございますので、この平成23年度税収33億円というのはぜひとも確保をやらなければならない目標値でもございますし、また、やれる数字ということで財政課では試算をしております。

質問の2点目で、税収以外でどういった収入の努力をやっているかということで御質問がございました。まず、18年度でやった分を若干御紹介いたします。

財政課分で有価証券の売却を昨年8月に行いました。11,000千円の、これは臨時的な収入でございますが、その後、用途廃止を行いまして、城内住宅跡地を今売り出しております。これが200坪ですね。その後、用途廃止をした市営住宅につきましては、浜の長丁住宅、また八宿住宅ですね、浜駅の付近にあります。そこらあたりも売却、もしくはお貸しをして、資産の運用を図っていきたいと思っております。

その他、小さいところではございますが、市報への広告掲載料、マイクロバスや中央駐車場のフェンスでの有料広告等も予算として上げております。また、職員の駐車場使用料等も値上げをいたしまして、この駐車場使用料だけでも2,600千円の増額ということになっていきますので、とにかくやれることはやっていこうということで頑張っているところでございます。

そして、19年度の予算編成の折、財政課より特に皆様方をお願いしたのは、今いろいろな市の施設がございます。市民体育館、市民会館、そういったものの利用率を上げていただきたいということでお願いをしております。ぜひ営業努力を行って、今の施設を有効に利用して収入を上げるということで、ぜひまた来年度は頑張っていきたいと思っております。

このたび駅前市営駐車場の舗装を全面的にやり直しました。そういったもので、やっぱり施設利用の利便性等を向上いたしますと、一昨日あたりからオープンしておりますが、ずっと満車ということです。利用のやり方を工夫することで、そういった面でも実質的な財源の確保を積極的に図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

行政改革、指定管理者と民間委託、この考え方についてお答えをいたします。

まず、指定管理者の経過でございますが、指定管理者による公の施設の管理運営につきましては、現在8施設を実施いたしております。これは平成16年度から17年度にかけまして、全施設の検討をして、これらの施設にこの制度を導入したものでございます。

それから、指定管理者の導入の方向でございますが、さきに議員さん方にお配りをいたしました財政基盤強化計画、すなわち行革大綱でございますけれども、これではもう1カ所の導入を計画いたしております。これは市民の方が自分たちで自分たちの大学の運営をするという、自己の向上意欲、これに寄与するという重大な目的を持っております。市民立大学、ここにエイブルの中の管理運営までもをお願いするという計画でございます。全体的に言いますと、全面的に検討いたしましてからまだ間がございませんので、これら以外の施設での導入は当面考えておりません。

それから、指定管理者制度の考え方でございますけれども、これはさきの議会でも質問がございまして、この質問を踏まえたところで、直ちに市長から、この指定管理者の考え方について再整理をしておこうというような指示がございました。その内容は、まず1点目、施設の管理運営については今までの管理委託と新しい指定管理者制度、この効果を比較するときに、我々といたしましても、この二つの比較にとられ過ぎていたという嫌いがあったのではないかと。しかしながら、もう管理委託という制度がないのでございますから、市の直営での管理運営の場合と、それから指定管理者制度、これとを比較することの方が適切ではないかと、これが1点目でございます。

また、鹿島市もそうでございますけれども、小さな都市では施設の運営をできる民間企業や団体というものが少ないという悩みがございます。現実として、地元の方でございますとか、外郭団体のようなところにしか指定ができませんので、結果として指定管理者制度と管理委託とはほとんど変わりがないというようなことがあるということも認識しておくべきではないか、これが2点目でございます。

そうは言いながらも、以前の管理委託、それから今回の指定管理者制度、ここの経費を比較してみますと、ある程度の節減ができていたというようなことで、このように考え方を変更して整理をさせていただきたいと思っております。

それから、今後の民間委託の部分についてでございますが、行革大綱によりますと、将来的にみどり園と給食センター、ここにそういった計画を考えております。部分部分の細かい業務につきましては、日常的に委託ができないかどうか、ここを頭に置きながら仕事をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

農業関連につきまして、3点お答えをいたします。

1点目ですが、まず、消費者が求める安全、安心な農産物をつくって、鹿島を訪れる人を買っていただければ、1次産業の生産者と3次産業の販売者との豊かさにつながると。そのための方策として、これから始まる集落営農の中で無農薬、有機栽培に取り組む考えはないかという御提言をいただきました。

これにつきましては、現在市内で有機栽培農家は1名であります。今後、集落営農では共同作業による経費の削減と同時に、野菜を導入して所得の増加に取り組むことは必要なことでございますけれども、無農薬、有機栽培となりますと難しいと思っております。ただ、消費者のニーズである安全、安心な商品性の高い農産物の生産拡大は産地づくりの基本でございます。土づくりを基本にした、できるだけ化学肥料等、農薬を使わない、いわゆる環境保全型の農業の取り組みについては、国、県の補助事業を活用しながら現在推進中でございます。JAの施設野菜の作物別の各部会では、イチゴ、トマト、ミニトマト、キュウリ、ナス、アスパラガスの生産者275名の方が取り組んでいただいておりますし、そのほかにも個人でも8名の方が取り組んでいただいております。

また、平成19年度から新規に導入をされます農地・水・環境保全向上対策事業の中におきまして、農地や農業用水路などの資源を守るための共同活動と一体的に地域全体で面的なまとまりを持って、化学肥料や農薬を通常の慣行栽培より5割以上削減して環境保全型に取り組めば、作物に応じた単価で交付金が受けられることになっております。ですから、集落営農の中で、5年後の法人化を目指して、米、麦、大豆経営において実質的な共同作業が進んでいけば、個々の農家で大変な作業でございます堆肥づくりなど共同で取り組みやすくなりまして、水田の集落営農においては環境保全型農業を経営戦略と位置づけた実践が可能になってくるというふうには考えております。

2点目でございます。有機JAS認定を受けるための費用に対する補助について取り組まれるかということでの御質問でございます。

現在の補助事業であります魅力あるさが園芸農業確立対策事業の中で、有機栽培認定申請料について50千円を限度として定額補助をいたしているところでございます。

3点目でございますが、集落営農に参加できない農家についてでございます。

参加できない農家は、水田耕作農家数1,378戸のうち436戸でございます。全体の32%となっております。集落営農の組織化についてでございますけれども、平成19年2月末現在で20の設立ができております。市全体で80の生産組合がございますが、そのうち参加集落が57

となっております、全体の71%でございます。市といたしましては、議員が御指摘のような問題が生じないためにも、今後とも集落営農の組織化ということについては、JAを初め関係機関と連携をいたしまして推進を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

福井議員にお答えをいたします。

数点御質問いただきましたので、少し飛んだりなんかいたしますけれども、御了承いただきたいと思っております。

まず、産業の振興のところで、産業間の連携ということでの御質問をいただきました。産業間が連携したまちづくりということですが、まちづくりに取り組むに当たっては、まさにこのことが基本だというふうに思います。やはり業種の枠を超えて、しかも各地区が連携して取り組むということは、まさにそのとおりだというふうに思います。いろいろなお取り組みの事例を御紹介いただきましたけれども、こういった取り組みが今後ますます広がっていくということで地元産品の振興につながっていくし、ひいては新たな雇用の場をつくり出すところまで展開していくというふうに考えます。

中心市街地においては、今まちづくり三法による基本計画を商店街の皆さん方と策定中であり、年度内には何とかまとめ上げたいということで取り組んでおりますけれども、この中で、国の採択を受けるためには、やはり鹿島らしい独自色をいかに盛り込むかというのが課題であるというふうに考えております。そのためには商店街の皆さん、それから我々担当者のやる気といいますか、いわゆる熱意なり情熱が最も大事だというふうに考えておまして、現在一緒になって進めているところです。やがて御提案のような取り組みが実現できるというふうに確信をして取り組んでいる現状でございます。

それから、2点目でございます。一番最後の御質問だったと思いますが、駅前周辺の再開発というところですが、先ほど申し上げましたように、基本計画策定に向けて現在作業を進めているということです。その中で、やはり基本方針を明確に打ち出す必要があるだろうというふうに思っております。国の中心市街地活性化法の基本方針ということもありますし、ここに一定の指針が示されておりますので、それに沿った基本計画を決めていくべきだろうというふうに考えております。策定作業中でありまして、明確な方針はまだ決定をいたしておりませんが、御質問の駅前周辺の再開発についても当然検討していく必要があるだろうというふうに考えております。最終決定までにはもうしばらく時間を要するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

福井議員の私どもに関係する6項目につきましてお答えをいたします。

まず1点目は、産業の振興の中の鹿島市の入り口にサインとしての看板設置ができないかという質問でございますけれども、鹿島市の看板設置につきましては、昨年の任意の中心市街地活性化協議会の中でも、鹿島の道はわかりにくいというような意見が多分に出ており、また、207号バイパスからの市内への誘導のために、今現在中心市街地活性化推進室の方でも新基本計画の中で案内板等の設置につきまして検討を行っているところでございます。

それから、次の新しい企業支援ということでございますけれども、これにつきましては、例えば、国でいいますと国民生活金融公庫の新規開業資金とか、あと県の制度融資がございまして、これは独立開業資金とか操業資金とかというふうな制度がございまして、市の方では直接融資制度はございませんけれども、新年度からは空き店舗対策といたしまして、中心市街地空き店舗等利用促進事業ということで、創業者に対しまして利子補給等を行っていく予定でございます。

それから、定住促進対策についてでございますけれども、空き店舗やアパートなどを市が借り上げ、市営住宅並みで貸し出すことはどうだろうかという質問でございますけれども、空き店舗に対する需要や採算、また、市の財政状況等の問題、課題等があり、十分な検討が必要ではないかと思っております。市におきましても、先ほど申しましたように、空き店舗対策といたしまして新規創業者への利子補給の制度、また、空き店舗活用委員会等によります空き店舗情報などの周知を行う予定でございます。

次に、団塊世代のUターン対策でございますけれども、団塊世代へのUターン対策及び働きかけについての質問でございます。

新年度より定住促進の一環として、市内の空き店舗の所有者や、また市外の空き家利用希望者を空き家バンクという制度に登録し、情報を提供し、定住される方にリフォーム費の一部を助成する制度を新年度より予定をいたしております。これにつきましては周知方法として、平谷キャンプ場のパンフレットをリピーターの方に送りますので、この中に同封したいと思っております。これが約700通ほど、それから市報等、あと市や県のネクストステージなどのホームページでのPR、それから、各種イベント等でのチラシの配布等を行う予定でございます。それからまた、佐賀大学との連携によりますコミュニティービジネス研究会を市内に設置いたしておりますから、こういうふうな中でも定住促進の新たな産業創出等も具体的に成果を生み出していきたいと思っております。

次は、都市環境の中の中心市街地の範囲についてでございますけれども、今回の新しい中心市街地につきましては、コンパクトシティを目指す、それからまちなか居住、それと集中

と選択というような課題がございます。こういうことを踏まえまして、今現在基本計画を策定中でございますけれども、隣接地域につきましても検討を加えていきたいと思っております。

次に、沿道利用型サービスについてでございますけれども、中村地区につきましては本年の4月1日で事業完了より8年となりますから、農振除外が可能になるということがございます。第4次総合計画の中におきましても、「国道207号バイパス沿線は交通の利便性を生かし、沿道サービス型の施設等によって活性化を図ります」と表現をいたしております。沿道利用型サービスにつきましては、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ドライブインなどを想定いたしておるところでございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

3番議員の御質問の都市環境の整備についての中の道路整備についての御質問につきまして答えさせていただきます。

その中で、市道乙丸～吹上線の整備をということでございますけれども、これは御質問の中にもありましたけれども、今年の9月議会でも御質問があつておりまして、答弁をさせていただいております。

今の状況でございますけれども、前回と同じく、今の財政状況等も踏まえまして、着工は大変厳しいと考えております。また、整備するとすればいつごろになるのかという御質問でございますけれども、そのような状況でございますので、現段階では具体的な結論が出ていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

3番福井議員の(2)番、④、エ、生活排水路の整備についてということで、御質問は、砂利などを川床に再現し、一部には防災用の深みを設けることはできないかというような御質問だったと思います。

まず、メダカやカワニナなどが生息する環境について、私の方もすばらしいことではないかなというふうに思います。しかし、今御質問の逆川について改修の計画は考えておりません。この逆川は雨水排水用水の用途がございまして、施設の管理は市が行っておるわけですが、通常の維持管理、いわゆる維持用水、これについては区、農業用水は生産組合で管理をされております。水路は、その時々背景を受けて施設の改修を行っておりまして、

特に市街地では管理が不便ということから、底張りコンクリート、あるいは三面コンクリート水路、そして、においの問題や道が狭いなどから、ふたをかぶせるということになっております。これらを改修するとなりますと、相当の労力と費用を要することにもなります。また、深みを設けるとなりますと、土砂などの滞留場となりまして、維持管理がまた問題となります。

そういうことで、今なお石積み、土水路が残っております河川、水路、こういうのを農村環境ということで大事に残していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

御質問をいただいておって一つ漏らしておりましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

まちづくり三法に基づく基本計画が採択されなかった場合は、市単独でも取り組むかという御質問にお答えしておりませんでした。申請をして、国が審査をして、不採択ということもあり得ると思います。ただ、我々は今商店街の皆さん方と一緒に採択を目指して一生懸命作業に取り組んでおります。そういった最中ございまして、不採択になった場合のことは考えておりません。一緒に作業を進めていく中で、商店街の皆さんの熱意が非常に伝わってきます。たとえ結果がどうなるろうとも、商店街をどうかしようという、そういった動きは継続をされていくのではないかというふうな感じしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

どうも御答弁ありがとうございました。

市長に質問いたしました人が輝くまち鹿島、大いなる田舎の創造ということにつきまして、本当に私も同感でございます。鹿島というのは、住んでいる人は気づきませんが、本当に実はいいまちなんですね。ただ、経済的に少し疲弊をしているという面はございますけれども、私は大変住みやすい、いいまちじゃないかなというふうに思っております。

この次ですけれど、いわゆる第4次総合計画を実現していくためには、やはり財源の裏づけということが必要だと思います。中期財政計画で、先ほど説明いただきました。多分そのようになっていくだろうと私も希望していますし、期待もしております。ところが、先ほどの答弁、ちょっと多岐にわたっていましたから、いろんな答弁ありましたけれども、結果的に言いますと、やはり財政上の問題というのが大変ネックになってきてまして、いろんなこと

をやるうと思っても、なかなか実現性がないということではないかなというふうに思います。

そこで一つ、いわゆる増収策ということで、先ほど用途廃止にしたりとか、マイクロバスとか市のフェンスに広告を掲載するとかいうこともございました。これはもう当然やっていかなければいけないことだと思いますけれども、まず増収策の一つとして、実は私三つ今度考えましたけれども、まず、たばこ消費税についてお尋ねをいたします。

市にデータの提供も申し上げておりましたけれども、市内で108社、たばこの卸業者があられると。たばこ消費税というのは、たばこの卸業者が、そこでその方が卸されたものに対して消費税というのが市町村に落ちるという仕組みだそうでございますけれども、問題は、例えば、鹿島の業者の方がよそに支店なりなんなり出されるときに、支店の方が卸業者になってしまったら、その市町村に税が入ります。ところが、鹿島で仕入れをして、鹿島からそこに卸されるということになれば、鹿島に税収が落ちるといことがございます。

だから、もしこういう事例があったとしまして、こういうことを市長はされているかどうか分かりませんが、そういう方にできるだけ鹿島から卸してくださいよという願いをされているのかどうかということと、もう1点が、たばこ消費税の場合で、例を挙げますと、パチンコ屋さんです。市外の業者の方が鹿島でパチンコ屋さんをつくられると。ところが、これを逆に言いますと、市外が卸元になっておられたら鹿島には税収落ちません。だから、そこら辺で調査なり、いわゆるお願いなりをされたことがあられるのかどうかということについて質問いたします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

たばこ消費税の増税策ということで御提案をいただきましたけれども、現在までそのような働きかけはいたしておりません。市内業者の方が市外に店舗を構えられる場合等々についてですけれども、具体的に情報が我々に入ってくるというのはほとんどないわけですので、そういう情報を察知されれば、我々も手だてもありますけれども、なかなかそういう情報が入ってこないというのが現実であります。

それと、市外の業者の方が市内に店舗を構えられるということでは、ほとんどが、若干実態をお聞きしたんですけれども、系列会社についてはやっぱりそれなりのルートがあって、なかなか難しいだろうというふうなことであります。ただ、議員御指摘のようなことは確かに言えますので、今後、どのような実態になっているのか調査をして、今御指摘のようなことが可能であれば、お願いをしていきたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

たばこ消費税については情報がないということでございますけれども、できるだけ情報を収集して、これは税務課だけでできる問題じゃないと思いますから、市全体として情報収集に取り組んでいただきたいなと思います。というのは、平成18年度で約220,000千円のたばこ消費税というのが鹿島市に入ってきています。これは大変貴重な財源ですよ。これが少しでもふえるということであれば、鹿島の財政に寄与することもあると思いますので、ぜひこれに対して取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つの増収策でございますけれども、これは以前にも私一般質問でいたしました、京都議定書でCO₂の削減ということが大きな現在のテーマになっております。例えば鹿島市の場合、前回質問しましたときは鹿島市の森林が持つCO₂の吸収能力を、現在の場合はまだ仮装取引なんでございますけれども、間もなく、ことしの6月ぐらいからヨーロッパで現実にキャッシングで取引がなされるような状況に今なっているというふうに聞いております。また、日本国内でも経済産業省がこれに取り組みをされていまして、間もなく現実のものになるかもしれないという状況になっています。

前は、市が所有する森林が少ないから余り効果がないという御答弁だったんですが、例えば、これを民間まで含めて、鹿島が持っている森林のCO₂の吸収能力を換算したらどれくらいになるか。実は、三重県でこの研究が始まっております、三重県は全体でCO₂の吸収が、これは相場が変わるそうですが、大体三重県全体で11億円ぐらいの税収になってくるということらしいです。鹿島ではこれが幾らなのか、私も正確にはわかりませんが、数千万円から1億円程度はCO₂の売買の権利があるんじゃないかなと思うんですね。もしこれをCO₂の取引が実際に始まったとしたら、市内、市外を問わず世界の業者に対して、これを売ることができます。売って、そのお金を林業の振興ということに充てることができるんじゃないかな。実際、福岡県ではその研究をされて取り組みをされているということだそうでございますので、こういうことも実際の問題として、これを研究してみる価値は私はあると思うんですよ。だから、これに対して取り組みをなされる、研究をされるお考えがあられるかどうかについて質問いたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

福井議員の方にお答えをいたします。

ちょっと突然の質問で、詳しい調査等はしておりませんが、具体的なことはさておいて、そういう考えがあるのは確かにあります。京都議定書が1997年の12月でしたか、その中でCO₂の削減というのが目標が決定されたわけですね。そういうことで、その後、2005年の2月にそれが発効し、今後2008年から2012年の間に日本では1990年に比べて6%の削減をするということで、これは実際それまでの間にCO₂は年々ふえてきておりますので、当

然それ以上の削減の努力をしなくちゃいかんということで、国においても、あるいは企業とか事業者間においても、技術力とか、あるいは設備の問題で非常に大変な努力が要るということでもあります。

そこで考え出されたのが、いわゆる先進のそういった余力があるところからのCO₂を実際お金で売買して、その目標達成につなげていこうというような考えであったと思いますが、しかし、それにつきましては実際市がどれだけのそういった能力を持っているとか、全然研究したことはございませんので、その辺はかなりの専門的な知識も要ると思いますので、今後、我々の小さな自治体で実際そういうことができるのかどうか、そこらあたりはこれからしばらく調査でもしてみたいと思いますので、ちょっときょうの答弁はそのくらいしかできません。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

もしこれが実際の取引がされるとしたら、鹿島市にとっては貴重な財源になると思います。森林は、例えば、海の森事業等で鹿島市も民間も一緒になって森林保護に取り組んでおりますけれども、その取り組みに対して大きな力になってくるのではないかなと思うんですね。ですから、こういうことはぜひ研究をしていただきまして、早い方がいいと思うんですよ。例えば、今、ひょっとしたら年内ぐらいに実際の取引が始まる可能性がありますので、こういうことにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

きょうはもう時間がなくなりまして、財政の問題だけで終わってしまいましたけれども、もう一つ、市の増収計画の中で、マイクロバスの広告ですとかフェンスの広告というのが実際今あっているのかなと、市報には載っていると思いますけれども、そういう形があっているのかなということと、実はきのうのニュースでしたけれども、東京の渋谷公会堂の名前をある会社の製品の名前に変えると。あれは年間たしか1億円の広告料だったと思いますけれども、そういうことがもう実際されていると。広島市民球場も売り出しているということがきのうニュースであっておりました。鹿島市の場合も、例えば、市の施設が幾つかありますけれども、これの命名権を幾らで売れるか、買う人がおるかわかりませんが、そういうことに取り組まれるお考えはございませんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

マイクロバスの広告、それから市報の広告、これは市報でも掲載をしておりますように、市報の場合はある程度の収入が上がっています。ただ、マイクロバスは引き合いはありますけれども、実際のとはまだちょっとというようなところでございまして、広告とかダイレク

トメールとか市内の業者さんに発送しておりますけれども、現実ここに広告を出していただくというような企業の方はまだいらっしゃいません。

それから、命名権についてでございますけれども、確かにこれはうまくいけば億単位で大きな収入になる考えだと思っております。ただ、一般的に言いまして、ある施設がスポンサーが変わるごとに命名されるわけでございますので、そのたびに名称がころころ変わるというようなことが、このことを我々はよしとすることができるかどうか、それからまた、現実的に鹿島市のようなところでプロサッカーとかプロの野球とか、こういったホームスタジアムでもない施設を高い命名権料をお支払いになって買うスポンサーがあらわれるかどうか、ここらあたりがやはり最大の問題になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

福井議員に申し上げます。時間が間もなく参りますので、簡潔にお願いします。3番福井正君。

○3番（福井 正君）

命名権の問題で最後にしますけれども、名前が確かにころころ変わってきます。渋谷の場合は大体契約が4年間だそうですから、それはあと継続しなければ変わるわけですが、ただ、そのときおっしゃっていたのが、変わるたびにニュースになるけんが宣伝効果が上がりますという逆のこともおっしゃっておりました。これはやはりせつかくある施設ですから、命名権にトライをされても私はいんじゃないかなと思っております。

市の財政を考えましたとき、やはり増収ということですね、今までの常識からちょっと離れたところで増収策を考えた方がいいんじゃないかということ私を提案をしているところでございます。これは最後の質問でございます。

○議長（小池幸照君）

答弁ありますか。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほども申し上げましたように、一般的な考え方で公共施設あたりがころころ変わっていく名称を市民の方、我々もそうですけれども、受け入れられるかというようなこと、ここらあたりをもう少し命名権料については見きわめていく必要があるかと思っております。

○議長（小池幸照君）

以上で3番議員の質問を終わります。

10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、6番議員山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝でございます。通告いたしておりました一般質問について、ただいまより質問させていただきます。皆さん大変お疲れの様子でございますけれども、もう少し我慢をしてください。

今回は、私は大きく2点について質問をさせていただきます。まず、先ほども福井議員の方から「人が輝くまち鹿島」については質問があっておりました。私も全体的な鹿島の未来像ということで、市長が提案されております「人が輝くまち鹿島」について、その関連したまちづくりについての質問をいたします。

本格的な地方分権社会の到来を踏まえ、地域、市民が主体となって取り組むまちづくりを重視し、第4次鹿島市総合計画が策定され、産業の振興、都市基盤の整備に加え、物の豊かさから心の豊かさへ、環境、福祉、教育、文化等のソフト事業の充実などの基本理念を実現するため「人が輝くまち鹿島」、サブテーマとして「大いなる田舎の創造をめざして」ということで、施策の体系の柱として「地域産業の自立性と創造性を追求し、高度情報社会に対応できる〔産業都市〕」「だれもが安心して暮らせる心豊かな〔福祉都市〕」「風土を愛し、郷土愛と創造性豊かな鹿島人をはぐくみ、生涯楽しく学びながら暮らせる〔生涯学習都市〕」「自然環境と都市機能が調和した〔地域中核都市〕」「市民の主体的な参加と連携によるまちづくりを進める〔参加・連携都市〕」がうたわれております。

この実施計画の効率的な行財政運営については、長引く景気低迷による税収などの自主財源の伸び悩み、公共事業の削減、地方交付税制度の見直しなど、本市の情勢も一段と厳しさを増している状況であります。施策体系の柱における行財政運営が、「人が輝くまち鹿島」になり得ているのでしょうか。「人が輝く」とはどういうことでしょうか。老若男女が、そこに住む人が健康で明るく伸び伸びと、元気で未来に希望を持って生きている姿を言うことだと思っております。そのための施策の実施に厳しい財政状況の中、計画の見直しをしながら取り組まれていると思いますが、「人が輝くまち鹿島」の実現のために市長の政治手腕が求められているのも事実であります。

この間のニュースを見ておりましたら、県内で一番の長期政権の首長として鹿島桑原市政、第5期目のかじ取りをしていらっしゃるわけですが、市長は初志貫徹の心得を持って、市民の不安を解消すべき施策を推進していただきたいと思っております。そこで、次の点について質問をしてみたいと思います。

まず大きな1点目の、医療費抑制の施策でございます。

今議会においても国保税の引き上げが提案されておりますが、まずもって、本市においても施策がハードからソフトへと転換されております。そのソフトの面から考えて、次の小さ

い三つの質問は関連して医療費の抑制につながる方策として掲げておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

まず小さな1点目の、食育と食農育についてでございます。

食は、生きる力そのものだと言われております。今日の飽食の時代、多くの人が食べることにさほど関心を持たず、食事をいただくことのありがたさを忘れていただいております。食べ物への感謝の気持ちを思い起こし、健康面からばかりでなく、私たちの命の問題として食について基本から考える必要があります。

戦後、日本人の暮らしは欧米化により大きく変貌し、伝統的な食文化が失われ、昭和30年代後半に始まる高度経済成長とともに、食生活も加速度的に変質を遂げまいりました。現在、食をめぐる問題として、例えば、朝食抜き、栄養摂取の偏り、肥満や生活習慣病の激増、過激なダイエット、大量残飯のむだ、しゅんのない食材など、問題はますます深刻度を増していると言えます。これらの問題にブレーキをかけ、解決に役立つのが食育だと言われております。

食育とは、栄養バランスを考え、おいしく楽しく食べて、心身によい食を賢く上手に選ぶ力を育てる活動です。食育は、新しい言葉のように聞こえますが、既に100年余り昔、明治時代の軍医石塚左玄の著書「通俗食物養生法」に食育の言葉が見えます。また、当時の文部省の文献には、食育、体育、知育、才育、徳育を総称する5育の言葉があり、その中でも、何よりも優先されたのが食育だったようです。

最近、深刻化する子供や若者のキレる、荒れる、むかつくなど、すさんだ感情や非行や事件、凶悪犯罪にも、食をめぐる問題と無関係ではないと言われております。子供や若者の諸問題の解決に食育が大きな助けになる。なぜなら、食育は子育ての基本だからです。私たちの命や心身をはぐくみ、人間関係における愛やきずな、信頼を築き、豊かで健全な社会をつくる土台です。私たちは食べたもので生きている、学歴よりも食歴が大事であると、これは食生活健康ジャーナリストの砂田登志子さんがおっしゃっております。この食文化を伝えることは、私たちの心を満たし、自然と人とコミュニティーをつなぎ、世代間のコミュニケーションの復活にも力を発揮するのではと思っております。

また、食農育についてですが、今は全国各地で子供たちの食と農への理解を求める活動としてJA、つまり農業団体や民間等の協力で食農教育が行われております。農業体験を通じ、地域を愛する心をはぐくみ、田植えから稲刈り、野菜の作付から収穫までの体験を中心に、自然を散策したり、郷土料理をつくったりと、本市が取り組まれようとしているグリーンツーリズムの発想を食農教育としてもっと取り入れるべきだと思います。

グリーンツーリズムの構想は、都会の子供たちが農業や伝統文化に触れる体験活動を通して食と農を考えることにあると思っておりますが、実は都会の子供に限らず、農村の子供たちも農業や伝統文化に触れていないのではないか。機械化が進み、子供が農業の手伝いをするこ

がなくなり、畑や田んぼに行けば、逆に危ないからと農から遠ざけていると言われていました。地域の農業や文化、風土を伝えていくには、学校の週5日制で土曜日休みを利用した食農体験学習にも力を入れるべきではないでしょうか。人とのつながり、地域のきずなも強まるのではと思っております。この食育についての本市での取り組みをお聞かせいただきたい。

それからまた、保険健康課の方で健康づくり事業が進められてきたと思いますが、その成果と医療費の抑制に関連して、そういうことが抑制が見られたかどうか、この健康づくり事業についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、環境対策についてでございます。

日本は飽食の時代と言われて久しく、スーパーマーケットやデパートの売り場には、日常に欠かせない食料から山海の珍味に至るまで、ありとあらゆる食品があふれております。その多くは輸入品で、日本の食料自給率はカロリーベースでわずか40%、穀物自給率は約27%で、ほかの先進国に比べても異常に低く、残りをすべて外国に頼る食料輸入超大国であることは皆さんも御存じのとおりです。

また、日本の食生活は欧米型、肉中心となっています。これは牛乳1キロを生産するのに飼育用の穀物10キロを要すると言われております。私たちが飽食と過食を繰り返し、食べ残しのむだや流通段階でのロスを生んで暮らしていると言われております。

食生活の見直しには、体も心も健やかに過ごすために何をどう賢く食べるか、食のあり方を考え直し、食べ残しや流通段階でのむだやロスを少しでもなくせば、地球環境への負荷を軽減することができます。環境への負担が少ない未来型の社会をつくっていくためにも、地産地消への取り組み、自給自足の生活を見詰め直し、放棄されていた耕作地での農産物の生産など、農業資源や環境保全につながる施策を推進し、安全なものを安心して食し、健康で心豊かなまちに暮らすことが望まれます。本市における環境対策として、現在、菜の花プロジェクトが推進されておりますけれども、この菜の花プロジェクトについてもお知らせをいただきたい。

それから、EMを利用した生ごみの堆肥化、また水の浄化等の状況をお知らせください。

続いて、3番目です。生きがい対策についてであります。

生きがい対策の中で先ほど福井議員の方からもあっておりましたけれども、団塊世代の人材活用ということで質問いたします。私もこれは団塊世代の人材活用については何度となく質問をいたしておりますが、今回は生きがい対策に関連しての質問であります。

本市における主要施策に定住促進と交流人口の活用が上げられています。本年度から始まります団塊世代の大量退職に伴うUターン、Iターンの増加にも期待している旨の演告が昨日ありました。グリーンツーリズム等の滞在型観光により、鹿島で暮らす魅力を知ってもらうことに団塊の世代の人材を大いに活用することは、団塊世代の第2の人生を健康で豊かに送ることにつながると思っております。これらの方が楽しく地域活動やボランティアなどをするこ

とによって、健康で医療費の抑制につながる生活を送れるのではないかと考えております。特に、退職による国保税の負担が大きくなることを考えると、こうした人たちの人材活用で新たな就農やグリーンツーリズムによる荒廃地の整備、農作地の貸し出しによる滞在型観光の担い手として、生きがい対策にもつながると考えます。本市での具体的な取り組みについてお知らせください。

次に、大きな2点目でございます。長崎本線存続と地域活性化対策、地域権の意味するところ、今後の進め方ということで質問をいたしますが、先ほどもこれは福井議員、それから松尾議員の方からも、この長崎本線存続については皆さんそれぞれの思いで質問をされております。もう答弁にもありましたので、私のこれからの質問は重複するかもわかりませんが、確認のために質問をさせていただきます。

私はあえて地域権の意味するところということで市長にお尋ねいたしますが、やはり長崎本線存続については、今地域振興策等の議論が行われてまいりました。その点についての確認をさせていただきたいと思っております。

県の2月号の広報によりますと、こういうことが書いてございました。「経営分離によって並行在来線の沿線地域が衰退するのではないかと不安をお持ちの皆さんもいらっしゃいます。県は並行在来線沿線地域がトータルでプラスになるように、経営分離同意という厳しい判断をしていただいた市町を特に支援する振興策を責任を持って実現します。」「経営分離同意条件として二つの道路整備の提案をいたします。」、こういうことが書かれておりました。私は、これはもうまさしく新幹線ありきの考え方だということを思っております。

常々市長は、新幹線が通ることによって経営分離された地域の疲弊することに、我々は地域権を考えたときにこの地域権が損なわれる。私たちもそこに暮らす意味があるんじゃないか、私たちもそれなりのそこで暮らす——そういうことですね、暮らすためには権利がある、私たちも豊かに暮らす権利があるということ、それを称して地域権ということをおっしゃっていると思っております。ですから、この広報を読みましたときに、経営分離の同意が得られれば鹿島市とも具体的な協議を行いたいということは、裏を返せば、同意を得られるまでは協議はしないということであるかと思っております。これは先ほど福井議員の質問で市長もお答えになったかと思っておりますけれども、このあたりのところをですね、本市は同意しない意思を示しているわけですので、協議再開は今のところあり得ないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

以前よりこの件につきましては、もう一つお尋ねをいたしますが、知事の方のホームページにこういうことが書いてありました。新幹線についての知事への提案ということで質問が載ってございましたけれども、その回答として「西九州ルートに限らず、ものごとは賛成の方が多いから進めるとか反対の方が多いからやめるということだけではないと思っております。もちろん、県民の皆さんの意見を尊重することは基本です。しかし、ものごとを決めるときは、

県民の皆さんの声だけではなく、佐賀県の将来の姿がどうあるべきかということを考えて、あるときは反対の声があっても進めるという厳しい決断をしなければならないときもあると考えています。」。

私これを読んだときに、先ほど大串先生の予算の回答を市長の方から報告がありましたけれども、私はその部分を心配しておりましたけれども、予算委員会で大臣の答弁で少しは安心しておりますけれども、先ほど質問があったように、こういうことで強行的に、それを鹿島が幾ら同意をしないからといっても、強行的に国策であるということなので新幹線建設については話が進んでいくんじゃないかな。だから、知事の方もそういうことで、このホームページに書いてありますように、物事を決めるときは皆さんの声だけではなくて、決断をしなければならないというふうなことが書いてありましたので、そのあたりを私は心配しておりますので、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

まずは、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

6番議員の御質問にお答えをしたいと思います。私の方からは、鹿島市における食育の取り組み状況、それから、うちの保険健康課の方で行っております健康づくり事業、このことについてお答えをしたいと思います。

まず、鹿島市における食育の取り組み状況ですけれども、さきの9月議会やったですかね、今年度中に鹿島市の食育の推進計画をつくるということでお答えをしております。庁内の委員会を11月に立ち上げまして、現在策定をしております。3月中にはそれをつくり上げる予定でございます。来年度以降の食育につきましては、この推進計画をもとに事業展開をしてみたいというふうに考えております。

それで、現在までの食育の取り組み状況ですけれども、うちの関係で言いますと食改協、食生活改善協議会ですか、これが会員さんが約200名いらっしゃいますけれども、この協議会を中心に親子の食育教育、あるいは食育の料理教室、親子料理教室、米料理教室などをやっております。それから、この協議会のリーダーづくりというようなことで、乳製品の料理とか正月料理、そういうものに取り組みをさせていただいております。それからまた、国が示しております食事バランスガイド、これの研修会などに出席をいたしております。このほかに母子保健相談——マタニティースクールですけれども、ここの中での栄養指導、それから乳児健診時の離乳食の指導、それから地域子育て支援センターで母親さんたちに栄養士さんによる指導あたりをやってきております。そういう状況でございます。

それから、健康づくり事業の中で、にこにこヘルスアップ教室というのをやっております。これはメタボリックシンドローム予備軍の方を対象にやっておるわけですけれども、ことし

もウォーキングと水中運動教室、それから軽スポーツ教室、この三つをやっておりますけれども、約100名程度の参加をいただいております。

効果はどうかということですが、この教室の前後に検査をしておりますけれども、短期間でございますので、効果が目に見えてあらわれるということはありませんけれども、こういう教室を通じながら市民の健康づくりに役立てばということでは思っております。ちなみに、来年度の当初予算ではこの健康教育をですね、18年度が1,400千円ほどだったんですけれども、これを倍増させる形で、3,300千円ほどで民間の力をかりながら推進してまいりたいというふうに計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

食育の推進ということにつきましては、広範囲にわたりまして市役所の方でも複数の課にまたがると思います。農林水産部門といたしましては、まず第1に、安全・安心な食を供給する立場にある産業であるということ。第2に、農業・農村は農地の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承、地域社会の活性化といった多面的な機能を果たしながら、この運動に大きなかわり、役割があるということ認識しなければならないと思っております。

これまでの取り組みについて申し上げます。まず、地産地消の推進では、直売所、加工所が拠点になるということで推進、支援をしております。それから、県と連携した取り組みが幾つかございます。まず、平成15、16年度の2カ年、小学校におきまして学校給食の副食に県農林水産物を利用する「ふるさと食の日」を設定し、学校給食への地元産の利用を推進しました。その結果、地元食材の積極的利用につながりまして、米につきましては平成18年12月から100%鹿島産米が使用されております。また、県のふるさと先生派遣事業がございます。これは、地域の農業や食材、郷土料理などに詳しい方を学校や保育園、PTAなどへ派遣する出前講座であります。

それから、農業・農村ふれあい運動地区実践協議会を設置しまして、生産者と消費者との交流事業を展開しております。そして、田んぼの学校支援事業がございます。これは小学校5年生を対象に、農業体験や環境学習活動を通じまして、農業の重要性や多面的機能に関する理解を深めるものであります。平成16年度から18年度まで実施しております。また、最後になりますけれども、議員の方からも御紹介をいただきましたが、そのほかに農家による貸し農園、体験農園の開設、JA女性部やロータリークラブなど各種団体による食と農、健康、環境をテーマにしたさまざまな活動がございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私の方からは山口議員の御質問の食農育についてですね、今保険健康課長、農林水産課長からございましたですけれども、市役所庁内で多岐にわたっての事業を行っております。私の方からは、学校現場におきます食の教育の実態についてということで御説明を申し上げます。

まず、小学校5年生での社会科の時間におきまして日本の農業の重要な役割、それから農家の工夫や努力、食料の海外依存などにつきまして学んでおります。また、小学校6年生と中学校2年生の家庭科の時間で栄養バランスの重要性、しゅんの食材やその調理方法などについて学んでおるところでございます。それとあと、食と農の体験学習といたしまして、小学校の1、2年生の生活科におきまして、芋やミニトマトなどの栽培や収穫などの農業体験学習をいたしております。また、総合的な学習の時間を使いまして、先ほど農林課長の方からもありましたが、田んぼの学校、あるいはオンリーワン佐賀体験活動などを実施いたしております、それらの活動を通じまして農業体験や収穫した作物の調理方法などを習得しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、山口議員の環境対策の中で菜の花プロジェクトの状況についての御質問がありましたので、それについてお答えをしたいと思います。

鹿島菜の花プロジェクトは、平成16年に市内子供クラブ連絡協議会、あるいはPTA連絡協議会、そしてまた社会福祉法人などの有志の方々が実行委員会を立ち上げて、菜の花の栽培を通じて資源リサイクル社会の実現を目指した取り組みが始まったところでございます。同じく、その年の11月18日には祐徳神社外苑の1ヘクタールの畑に明倫小の子供たちを中心として菜の花の種まきが行われました。この活動は、菜の花から食用油を搾油すると同時に、使用後の食用油を食用廃油燃料化装置でバイオディーゼル燃料、いわゆるBDFに精製して再利用し、最終的には市内一般家庭の食用廃油を回収して燃料化していこうという取り組みでございます。

平成18年の1月20日には、菜の花プロジェクト研修会がエイブルの方で開催をされまして、これまでの経過報告、あるいは今後のスケジュール、会則の制定などについて話し合いが行われました。そして、同年8月19日には、菜の花プロジェクト・イン・エコハウス試運転会が開催され、搾油機の運転実演などが行われ、その中で行政に対して何項目かについての要

望等が出されたところでございます。このようなことを受けまして市としては、その要望事項は庁内の数課にまたがるような事項でございましたので、関係各課に集まってもらいまして要望事項対応策について、まずそれぞれの原課で十分検討してもらうよう要請をしたところでございます。

その後の最終的な庁内調整はまだ終わっていない状況でありましたけれども、既にこれまでの間にエコハウスでは廃食油などを活用してバイオディーゼル燃料を精製し、活用する準備を進めてこられました。今回、その課題の一つとなっております廃棄物処理に対する保健所の許可の問題で一定の協議を重ねてきたところ、実働のめどがついたということで、まず市のマイクロバスにそのBDFを使用していくことを正式に決定いたしまして、3月1日に第1号のマイクロバスの出発式を大村方のエコハウスで開催いたしましたところでございます。

このように、鹿島市の菜の花プロジェクトは民間の活動が若干先行して始まったということですが、鹿島市も平成17年2月には新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの普及啓発を図っていくということにしております。そのモデル事業として、平成17年度には市内8カ所にハイブリッド灯を設置しましたが、この菜の花プロジェクトにつきましては、まだ具体的な取り組みはできていなかったところでございます。そういうことで、これを契機に民と官の共同体制をとりながら今後推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

私の方からは、EMを利用した生ごみの堆肥化、水の浄化等の状況をお知らせくださいということですので、お知らせをしたいと思います。

鹿島の環境施策には、特に山口議員みずから中心となって活躍をいただいております。御協力ありがとうございます。御存じのとおり、鹿島市では活性液糖蜜を市内7カ所に設置いたしまして、各地区七、八百リッターを貯留いたしております。2週間に一度の回収をいたしておりますけれども、100ないし300リッターの残となっておりますので、五、六百程度のEM菌を利用していただいているという結果でございます。

この残量を回収いたしまして、市の方で横田堤ほか9カ所に放流をいたしまして、その観察結果を見ておりますけれども、北鹿島小学校の水路の方でメダカが以前よりもふえたという結果が寄せられております。また、鶏に水を飲ませるときにEM活性液をまぜてやると、においが少なくなるというようなことも報告されております。また、くみ取り式トイレに投入いたしますと、においが少なくなるなどの報告がなされております。このEM活性液のほかにEMボカシを市役所内の総合案内所横で無料配布を行っております。

また、市内には2カ所の大型生ごみ処理機を設置し、できた肥料は農地への還元を行って

おります。また、家庭の生ごみ処理機ということで補助金を出したりしております。このように、循環型社会の構築に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

私の方からは、生きがい対策、団塊世代の人材活用ということにお答えをいたします。

団塊の世代の人材を活用して産業の振興に生かしたらどうかと、さらにはそのことが健康にもつながって、医療費抑制にもつながっていくのではということだったと思います。

まさに御指摘のように、団塊の世代の活用ということでは、政策の柱であります定住促進、交流人口の活用ということに直結してきますので、取り組んでいくことで考えております。

計画といたしましては、これは後日、新年度予算の御審議をいただきますけれども、その中に具体的に盛り込んでおまして、一つは、団塊の世代を市外から呼び込む取り組みであります。もう一つは、そのこととあわせて、働くことで生きがいを見出すといいますか、いわゆるコミュニティービジネスの取り組みでございます。これは既に検討に入っている段階でございます。

そうした中で農業について申し上げますと、さきの12月議会でも答弁をいたしましたけれども、定年帰農、いわゆる農に帰るということで、佐大の経済学部の教授の紹介をいたしたと思います。この先生は、この定年帰農を第2の人生の舞台として生かすことによって、このことが地域のコミュニティー再生のきっかけになるのではと言われております。我々は、この団塊の世代の方たちの豊富な知識、それから経験を生かしまして、産業の振興、それから地域コミュニティーの発展に結びつけていくということで、さまざまな視点から取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

長崎本線存続問題についてお答えしますが、基本的地域権、これは保障されるべきだということを、私が自分で造語をしましてやっているわけです。日本国憲法の基本的地域権の尊重というものをもじってこれは言っておるわけでありますがですね。

よく考えてみますと、白羽の矢が立つと言いますね。これは、今は例えばいい方にですね、あの人に白羽の矢が立って代表に選ばれたとか、そういうふうに使われておりますが、その白羽の矢が立つ——例えば、わらぶき屋根に白羽の矢が刺さっていたと、そこの娘は人質に差し出さなきゃいかんと、本来の意味はこういう使い方なんですね、白羽の矢というのは。だ

から、本来的な意味で鹿島市とかこの沿線の地域、並行在来線というふうに位置づけられたと。まさしく、白羽の矢が立ったということでもあります。

本来は、国、県と100%同調しながらやるというのが普通の政策のやり方です。悲しいことですよ。県が推進、しかし、我々はそれに同意できませんと言わざるを得ないというのは。しかし、やはり、何遍も言いますが、自分たちのまちが寂れるとわかっていて、いかな県でもお国でも、これはやっぱり基本的地域権というものを考えてくださいよという、そういう私たち沿線に住む住民の叫びが入っているんですね。

それから、県の方で、トータルでプラスになるよと、二つの道路整備とかいうのは、こういうものはほとんど市民も知っているわけですが。今、白石町、太良町が、ここ数年で振興策なるものを、今発行して実施されておりますので、数年見てみましょうや。我々が見て、本当にこれは振興策で発展しよっぱい、こいないばもう経営分離に反対では言うておられんばんというふうな状況が来るのかどうか、見てみるのもいいですよ。つまり、我々のまちが今から50年、100年の長い大計の中でどっちを選ぶかという話ですから。そういうふうに私は思っております。

それから、協議再開はあり得ないと理解してよろしいかということではありますが、基本的に私たちは9回の協議を重ねて、そして各地区で住民説明会をして、そして議会も経営分離反対と、ほとんどの方が、ほとんどの議員さんが。こういう手続を経て、私たちは同意をしないというふうに、鹿島市としての方針を決定済みなんですね。したがって、さらに経営分離云々という協議は、私の方からは少なくとも何もする必要がありません。だから、協議をしたいなら、それだけの条件を整えて私たちに申し込みをするべきです。しかし、現実には、この協議をするについては6項目について確認事項を我々は結んでいます、約束事を。これは私だけが言っているんじゃないんです。県も同意をしたんです、この確認事項に。だから、お互いが同意をしたことについては、お互いが約束を守る。これが基本ですよ。それを破って、そしてまた協議再開と言うから話がおかしくなっているんですね。私はどうも本当に真から協議再開を望んでおられるのかなというふうな気さえ、うがった見方ではありますが、いたします。

本当に協議とか公開討論会を県の方が望んでおられるならば、例えば、この前のSTSで90分間にわたって討論会が開かれましたね。これはやっぱり出るべきですよ、県も。そして、この長崎ルートの必要性、有効性、これについて県民に向かって堂々と言うべきです。STSであるということは、あの6項目の取り決めは、この期成会のエリア内ではこういうことを守らなければいけませんという取り決めですから、STSというのは佐賀でやりますから、これはエリア外なんですね。お互い出て、どんなことでも言えるはずですよ。やっぱりそれをやる、推進論の根拠をやっぱり堂々と言ういいチャンスだったというふうに思っております。

それともう一つは、県の方が振興策としきりに言われますが、基本は、あるいは大もとは、

長崎ルートそのものなんです。これの必要性、有効性が県民レベル、市民レベルで大多数の理解を得ることができたと、このことが先決なんです。そうなったときに初めて、じゃあ同意をするか、そこまで理解が深まって必要とみんながほとんどが思うなら、同意をするには振興策をどうするかと、こういう順序で物事は考えるべき、やるべきなんです。ところが今、本末転倒になっていますね。振興策、振興策と。

この前、大串代議士が先ほど言いましたように、この予算委員会での質問の中でも、あたかも鹿島市長と江北町長が反対しているというふうに伝わっていないかと。佐賀県民、長崎県民の反対が多いんですよ、はるかにということもちゃんと行ってもらいました。これは国土交通大臣の耳にも入ったと思います。そういうふうに県民が、佐賀県民も長崎県民も反対がはるかに多い中で、何で振興策の話なのかというふうに思うわけでありませう。

そして、一部の市民の方、そういう意見があつて結構なんです。あるいは一部の議員さんもそういうふうにおられます。県の政策に反対ということはいかんと。しかし、何遍もこれも言いますが、自分のまちが寂れるとわかっていて、本当に同意ばせんばらんとかと。JR経営から分離をされて、そして三セクになって、かえってそれがよかと。何かの発展振興策をやれば、かえってそのことが発展すると、あたかもそういう言い方をその人たちはされますが、そういう例がありますか。かえってJRの経営から分離されて三セクになった方が発展するならば、何で全国のJRの沿線の市町村は経営分離をみずから望まないんですか。そうでしょう。そのことをちゃんとやっぱり示すべきですよ。幾つも例がありますと、経営分離された県が、三セクになったけん、かえって発展したという例が幾つもあります。これはやっぱり、そういう人たちは具体的に示すべきです。そうしないと、私も大多数の鹿島市民も県民も納得をしないと。やっぱり、先ほど白羽の矢が立った我々つらい、つらい立場、この時期です。しかし、県が幾ら推進と言われても、自分のまちが寂れるとわかっていて、これは同意できない。このことが基本的地域権の尊重と私は申しているわけでありませう。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

先ほど「人が輝くまち鹿島」についての食育について私は質問をさせていただきましたけれども、それぞれの多岐にわたる所管の担当の方から答弁をいただきました。すべて了解をいたしております。私が今回この質問をしたのは、最終的には食育というものが健康づくりの生涯学習である。また最善の予防医学であり、未来の医療費の削減が期待できる。つまりは健康投資だと考えましたので、今回質問をさせていただいております。

やはり、すべては健康であれば医療費の抑制にもつながりますし、先ほど私が質問いたしました団塊の世代の大量退職による、退職した後はどうして過ごそうかといったときに、それぞれの人たちが生きがいを持っていろいろな地域活動やボランティア活動に力を注いでい

ただいて、そして、その余った余力の力をこれからの地域のためにということで、健康でありながらいろんな活動をしていく、そして少しは生産性を持ったものの中で現金収入を得るというふうな循環をしていけば、もっともっと鹿島も健康で豊かなまちになるんじゃないかなというふうな考えをいたしましたので、今回取り上げさせていただいております。

食育には、心や精神にまつわる古代の文化、それから先人たちの英知の結集である食文化があり、それらから多くを学び、過去から現在、そして未来へ継承する手段としての役割もある。この食文化を伝える役割も食育にはあると考えておりますので、こうしたことを各担当課のそれぞれの課で政策的なことをやっていただいておりますので、私もそれに向かって皆様方と一緒に食育のことをさらにさらに広めていきたいなというふうな考えを持っております。一問一答はいたしません。食育については、ただいまのところで終わりますけれども、全体的に市長に答弁を、食育についてのお考えを聞かせていただけたらと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

食育が目指すところは、例えば食農教育ですね、この辺を含めてですけれども。食を支える、例えば農というものが、一つは、自然の恵みによってはぐくまれるということですね。このことを学ぶということが一つあると思います。もう一つは、そのようなことを踏まえて食の大切さ、こういったものを体得すると。だから、食育と言うぐらいですから、学びと体験が伴うわけですね。それを実現するために、先ほどのような農水課の事業とか、あるいは他の関係課の事業等があるわけです。

その中で、やっぱり地元鹿島にとってどういうふうなものが一番ねらいとしてあるかというと、やっぱり自然豊かな地の利というのを生かしていくべきだろうというふうに思いますので、例えば、先ほどのようなふるさと先生ですか、田んぼの学校ですか、こういったものも子供たち自身が手を加えて汗を流すことによって、その方々への感謝とか、あるいは地場産への理解、こういったものを小さいころから身につけさせて大人に成長させていくと、こういう流れがですね、食育というのが一つの手順であろうというふうに思いますし、今後ともそのような取り組みを学校に限らず、市を挙げて着実に積み重ねていくことが食育の使命に沿うことではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

ありがとうございました。市長は結構です。まさしく、食文化というものがすべてにかかわる、人生の中で生きていく上には、食からすべてが始まるということを頭の中に入れて、

これからの生活をより有意義に過ごしたいと願っております。

新幹線についての質問ですけれども——これは新幹線じゃなくて、長崎本線存続についての質問でございます。

先ほど地域権ということで、るる市長の方から答弁をいただきました。まさしく、そのとおりだと考えております。私、県の言う振興策というですね、同意を前提条件とした振興策ということはいまだに理解ができておりません。同意をしたところには振興策をやるけれども、同意しなければ振興策はないですよと言っているのと同じですよ。これでは本当に私たちが地域権としてですね、地域権を持っているとするならば、そのあたりで私たちは、この南西部というのは以前から交通体系もおくれているしというようなことを言われておりましたので、新幹線云々、同意条件がなくても、県はこの南西部の振興策に手がけるのが本当じゃないかというふうな気持ちを持っております。

例えば、道路問題が出てきましたけれども、これは当然鹿島市も道路網については、それこそ以前も言っていましたですね、新幹線も通らない、それから高速道路も来ない、じゃあ、どういう道路をつくっていいのかというのは、新幹線ができる云々の前から交通網の整備として、これはずうっと鹿島市の方も県に要望をして、国に要望をしてきたわけですので、これは当然の権利として私たちが振興策としていただけるものと、私は思っております。それは先ほど言われた地域権ということ、私たちはもっと大きな声で叫ぶ必要があるんじゃないかというふうに思っております。

また、県は新幹線を整備することが西九州の発展には何が何でもというふうな言い方をこのごろしておりますけれども、その主張をしておりますけれども、西九州の発展とはどこを中心に行っているのでしょうか。これは市長の考えでよろしゅうございますので、私は西九州の発展の中心地がわかりません。御答弁ください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これはおかしな話ですよ。西九州の一体的発展と。我々は西九州の一員じゃないのかと。それから、協議の結果、県はだれが考えても佐賀県にとってメリットはありませんよと、これを何回も言っておられます、マスコミも全部聞いております。だれが考えても佐賀県のメリットにはなりませんと。それでは、西九州というのは、あと残りどこかといったら長崎でしょうな。それさえ私たち協議の中からは、長崎が何で発展するのかと疑問を呈して、そうはならないということを行っているわけですが、百歩譲ったとしても佐賀県のためにならんと、そいぎ残りは長崎県しかない。長崎県のために何でこれだけ力を入れんばらんとかと、こういう話にもつながっていくんですね。だから、西九州の発展のためと。こういう抽象論で、お題目のように、結局、推進派はそれなんですよ。何にも具体的に私たちが納得さ

せるような数値とか出しません。また、あしたもあさっても質問があったときに答えますが、時間短縮だってこれは微々たるものです。これは具体的に説明します。

それから、もう一つは道路の問題ですけど、道路はやっぱりないよりあった方がいいです。ただ、これも基本的地域権の問題と御指摘のように絡みますが、何で我々のところだけ同意ばせんぞがんとのできんとかと。「白いかもめ」はですね、今同意ばしてしまうと、この先、永久にこの姿を見ることができません。しかし、道路は——有明沿岸道路はもう鹿島まで来るとはつきりわかって、今事業が実質的にスタートしていますからね。武雄—鹿島間だって今までも要望してきましたし、経営分離と切り離して要望を息長く続けていけばいいわけですよ。何にも長崎本線をなくす必要はない。おかしな話なんですね。

しかも、じゃあ高速道路が通ったからといって全部発展していますか。私はおかしいと思うのは、嬉野のある方が、どんどん減って、ここ20年ぐらい減ってきたと、お客さんの。あれは高速道路ができてから20年ぐらいですよ。高速道路ができたって減ってきていると言うんですよ。だから、必ずしもよくなるのか。しかし、それは否定しません。欲しいのは欲しいです。だから、高速道路ができただけでは、発展するということには必ずしもつながらない。あるいは、新幹線ができてても発展しませんよと、県も言うんですよ。いろんな振興策をあわせないと振興になりませんと言うんでしょう、これもおかしな話です。数千億もつぎ込んで、それだけで発展するわけではないでしょうとはつきり言うわけだから。これはだれが考えても佐賀県にとってメリットはありませんよと言うわけだから。こういう中で新幹線容認論というのが、何でそれと裏腹な形で出てくるのかという話ですから、このあたりをじっくり腰を据えて見ていたら、おかしなことばかりなんですね。私たちはこういうときこそ、田澤義鋪先生がおっしゃっている、腰をぐっと沈めて物事を見詰める、このことが必要だというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

また、知事はこういうことを言っているらしいです。「鹿島市民の皆さんが県の提案の内容や考え方について十分な情報をお持ちでないということです。鹿島市民の多くの方にぜひ県の説明を聞かせていただきたいと考えています。」、この件について市長はどのように思っているのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市の説明と同様に県の説明も浸透していると思っています。説明機会で言えば、あるいはそのスケール、ボリュームで言えば、はるかに県の方がお金も使っておられますし、多いで

す。そのことから市民は理解をしているというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

私もそう思っております。やはりJRによる長崎本線の存続というのは、本市においても今回、「白いかもめ」を絶滅危惧種として指定をされ宣言をされました。本当に皆さんは単に「白いかもめ」と、鹿島市民じゃなくてもほかの方は思われるかもわかりませんが、鹿島市民がこの「白いかもめ」に寄せる思いというのは、やっぱり先人の方々が、長崎本線が通ってこの「白いかもめ」が走るようになったときに、皆さんも乗られたらわかると思いますけれども、県は経営分離されると特急はとまりますよ、本数は少なくなりますけれどもとまりますよと言っていますけれども、鹿島駅から博多までですね。

この「白いかもめ」が一番走ってすばらしい景観を見せる場所は、鹿島から諫早間です。そう思いませんか。一番美しいのはたらふく館の前です、あのあたりから乗ったら有明海はすごいですよ、すばらしいですよ。それから、多良岳山系とですね、島原の方から雲仙岳の方も見えますよ。そして、この「かもめ」が意味するところは、そして西九州発展、そして長崎県も観光客が欲しいと言っていますよね。そうでしょう。ほかのことは言いませんよ。観光客を誘致したいと、観光客がどんどん来ますよと言っていますよ。わざわざトンネルとか、防音壁のあるところを通る新幹線で観光客が来ますか。私はそう思っています。ですから、本当に今の世の中はゆっくり走ろうですよ。ゆっくりした気持ちで観光し、そしてその土地に行ったら観光バスですよ、めぐるのは。

私も先日、島原、天草の方に観光バスで行きましたけれども、バスより便利なものはないですよ。鹿島には某観光会社がありますけれども、本当に皆さん、今厳しいと思いますよ。ですから、新幹線を通したりすれば、ますます私は厳しくなっていると思っています。長崎県の皆さんに言いたいです。観光で人を呼ぼうとするならば、長崎本線の鹿島、諫早を通過して、鹿島を通過して大村を通過して、有明沿岸道路を通過して「白いかもめ」に乗ってすばらしい景色を堪能しながら、長崎へ呼び込んでいただきたいと思っております。

私は長崎本線の存続を市長とともに、皆さんの気持ちを一つにして私は存続を訴えていきたいということを願っております。最後はもう答弁要りませんが、私も「白いかもめ」を思う気持ちは市長と同じだということを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

このことは、ぜひ、議会の様子をCATVで見ておられる方にも知ってもらいたい、あるいは多くの市民の方にも知ってもらいたいという意味で確認をいたしたいと思っております。

肥前鹿島までは特急列車が来ますと、1日10本と。これは説明の仕方です、もう少しはっきり言いますと、上下5本ずつなんです、鹿島まで。そして、「白いかもめ」は来ません。ディーゼルの1両編成か2両編成が来るだけです。そして、できるだけ肥前山口駅で連結しますと。連結する列車は最新式の「白いかもめ」のようなものが行くでしょう、博多まで。その一番後ろに1両か2両ディーゼル列車がついて、乗りかえんでよかというなら、その列車にずうっと鹿島の者は乗るとかばらん。そういう内容なんです。

それから、これは武雄市長さんもこの前S T Sの討論のとき、ちょっと——番組のときやったか、打ち合わせのとき言いよんさったですけど、中国からのお客さんが来んさった。それで、自分としては大村空港に中国のお客さんが来んさったときに、新幹線に乗って武雄まで来てもらいたい。皆さん、海外旅行に行かれたとき列車に乗りますか。1時間、2時間、3時間ぐらい、全部貸し切りでしょう。あれはツアーコンダクターがですね、列車にどん乗せよつき掌握するのに大変ですよ、まとみゅうで。全部、まあ悪く言えばその中に、おりの中に入ったごととして移動させらるっですな。貸し切りバスですよ、やっぱり。だから、長崎空港に中国から東南アジアからお客さんの来んさった、博多まで来んさった、あとはバスですよ、常識から考えてみてくださいよ。新幹線があるからお客さんがふえるとか、そういうことじゃないというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

以上で6番議員の質問を終わります。

お諮りいたします。お手元に配付いたしておりますように、本日3月5日付で15番議員中村清君から議員の辞職願が提出されました。会議規則第134条第2項の規定により、この際、中村清君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議なしと認めます。よって、この際、議員の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

日程第2 議員の辞職許可について

○議長（小池幸照君）

まず、辞職願を事務局長に朗読いたさせます。田中事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

朗読いたします。

平成19年3月5日

鹿島市議会

議長 小池 幸照 様

辞 職 願

このたび一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

お諮りをいたします。中村清君の議員の辞職をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議なしと認めます。よって、中村清君の議員の辞職を許可することに決しました。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明6日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後3時21分 散会